

## 第7節 食品汚染対策

魚介類等の水銀、各種食品のP C B 及び魚介類等のビストリブチルスズオキシド (T B T O) 等の環境汚染物質の調査を前年度に引き続き実施した。結果は次のとおりである。

### 第1 魚介類等の水銀汚染調査結果

魚介類中に蓄積された有機水銀による健康障害、いわゆる水俣病が明らかになり、大きな社会問題となった。このため国は、昭和48年「魚介類の暫定的規制値」を定め、暫定的規制値の定められた魚介類等の検査の強化など、その運用について通知した。都は、本通知に基づき、同年から魚介類等の汚染実態の調査を開始した。

一方、魚介類は、自然界に存在する水銀を食物連鎖の過程で体内に蓄積するため、特定の地域等にかかわりなく、一部の魚介類については水銀濃度が他の魚介類と比較して高いものも見受けられる。

都は、都民の食生活の安全確保のため、食物連鎖による水銀含有等も含め、都内流通魚介類の水銀含有の実態について、継続してモニタリング調査を行い、汚染食品の流通防止を図っている。

#### 1 実施期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

#### 2 実施対象

中央卸売市場に入荷する魚介類及び市販されている各種食品

#### 3 実施機関

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所

#### 4 調査結果

##### (1) 魚介類の水銀汚染

#### ア 調査対象魚介類等の内訳（表2-7-1）

#### イ 検査結果

総水銀については、合計442検体を調査した結果、最大値1.72ppm、最小値検出限界未満であった。また、メチル水銀については、63検体について調査を行い、その結果は、最大値1.55ppm、最小値検出限界値未満であった（表2-7-2）。平成18年度の調査において、都内に流通していた規制対象魚のうち暫定的規制値総水銀0.4ppmを超え、かつメチル水銀0.3ppmを超えた検体は、アオハタ1検体、アカカマス1検体、クロムツ3検体、スズキ1検体、ニベ1検体であった。また、東京都が自主規制を行っている魚種について、出荷地から直接購入した魚類のうち暫定的規制値総水銀0.4ppmを超え、かつメチル水銀0.3ppmを超えた検体は、クロムツ7検体、ユメカサゴ1検体であった。

表2-7-1 調査対象魚介類等の内訳（平成18年度）

	内訳	魚種数	検体数
魚介類	魚類等	129	349
	貝	24	73
	小計	153	422
その他	魚介類加工品等	—	20
	小計	—	20
合計		153	442

#### 〔参考〕 都が行っている自主規制措置（平成18年7月現在）

魚種	出荷地	措置年月日	備考
ハモ	熊本県三角町	48.7.12	
スズキ	東京湾産	48.7.12	50.09.03 全長60cm以下解除
スズキ	岩手県陸前高田市	48.7.19	
スズキ	岩手県大船渡市	48.7.19	
スズキ	千葉県銚子市	49.3.12	
ムツ	長崎県長崎市	50.4.17	50.09.10 尾叉長30cm以下解除
ムツ	静岡県下田市	50.4.17	51.05.14 尾叉長30cm以下解除
ムツ	静岡県東伊豆町	50.4.17	51.05.14 尾叉長30cm以下解除
アカアマダイ	福岡県福岡市	50.4.17	52.10.27 全長40cm以下解除
ユメカサゴ	長崎県長崎市	50.9.03	54.09.10 体長20cm以下解除

表2-7-2 魚介類等の水銀調査結果(その1)

(平成18年度)

番号	魚種	総水銀						メチル水銀						出荷地	
		検体数	検体出	検出量 (ppm)			検体数	検体出	検出量 (ppm)			最大	最小	平均	
				最大	最小	平均			最大	最小	平均				
1	アイナメ	5	5	0.32	0.05	0.18	1	1	0.27	0.27	0.27	北海道、岩手、宮城、神奈川			
2	アオダイ	2	2	0.07	0.05	0.06	0	0	—	—	—	東京、高知			
3	アオハタ	2	2	0.47	0.14	0.31	1	1	0.33	0.33	0.33	長崎、鹿児島			
4	アオメエソ	1	1	0.10	0.10	0.10	0	0	—	—	—	愛知			
5	アオリイカ	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	—	—	—	長崎			
6	アカアマダイ	3	3	0.31	0.08	0.17	1	1	0.20	0.20	0.20	福岡、長崎、宮崎			
7	アカカマス	3	3	0.43	0.12	0.25	1	1	0.32	0.32	0.32	福岡、長崎、鹿児島			
8	アカガレイ	1	1	0.06	0.06	0.06	0	0	—	—	—	北海道			
9	アカシタビラメ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	愛媛			
10	アカムツ	1	1	0.16	0.16	0.16	0	0	—	—	—	秋田			
11	アコウダイ	1	1	0.34	0.34	0.34	1	1	0.20	0.20	0.20	千葉			
12	アサバガレイ	1	1	0.14	0.14	0.14	0	0	—	—	—	北海道			
13	アナゴ	2	2	0.08	0.06	0.07	0	0	—	—	—	長崎			
14	アンコウ	1	1	0.28	0.28	0.28	0	0	—	—	—	新潟			
15	イイダコ	2	2	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	福島、岡山			
16	イサキ	3	3	0.08	0.04	0.06	0	0	—	—	—	大分、長崎			
17	イシガキダイ	2	2	0.11	0.04	0.08	0	0	—	—	—	三重、鹿児島			
18	イシガレイ	2	2	0.05	0.04	0.05	0	0	—	—	—	宮城、茨城			
19	イシダイ	2	2	0.17	0.10	0.14	0	0	—	—	—	千葉、長崎			
20	イシモチ	1	1	0.19	0.19	0.19	0	0	—	—	—	大阪			
21	イセエビ	1	1	0.08	0.08	0.08	0	0	—	—	—	三重			
22	イトヨリダイ	1	1	0.16	0.16	0.16	0	0	—	—	—	山口			
23	イボダイ	2	2	0.06	0.02	0.04	0	0	—	—	—	愛媛、鹿児島			
24	インドエビ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	インドネシア			
25	ウシエビ	2	2	0.02	0.01	0.02	0	0	—	—	—	フィリピン、インドネシア			
26	ウスマバル	2	2	0.06	0.03	0.05	0	0	—	—	—	青森、福島			
27	ウマヅラハギ	2	2	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	千葉、大分			
28	ウメイロ	1	1	0.06	0.06	0.06	0	0	—	—	—	鹿児島			
29	カイワリ	1	1	0.10	0.10	0.10	0	0	—	—	—	宮崎			
30	カタクチイワシ	2	1	0.09	ND	0.09	0	0	—	—	—	静岡、石川			
31	カツオ	3	3	0.33	0.15	0.25	1	1	0.26	0.26	0.26	宮城、福島、千葉			
32	カワハギ	2	2	0.06	0.05	0.06	0	0	—	—	—	三重、大分			
33	カンパチ	4	4	0.35	0.09	0.20	1	1	0.29	0.29	0.29	東京、三重、長崎			
34	キチジ	1	1	0.28	0.28	0.28	0	0	—	—	—	北海道			
35	キチヌ	2	2	0.27	0.21	0.24	0	0	—	—	—	兵庫、徳島			
36	キビナゴ	3	3	0.03	0.02	0.03	0	0	—	—	—	三重、高知			
37	ギンザケ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	チリ			
38	キンメダイ	3	3	0.83	0.39	0.59	3	3	0.57	0.34	0.45	千葉、静岡			
39	クルマエビ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	中国			
40	クロソイ	2	2	0.27	0.24	0.26	0	0	—	—	—	宮城			
41	クロダイ	1	1	0.13	0.13	0.13	0	0	—	—	—	千葉			
42	クロマグロ	7	7	1.40	0.25	0.73	6	6	1.10	0.21	0.54	北海道、和歌山、福岡、佐賀、長崎、スペイン			
43	クロムツ	23	23	0.88	0.16	0.39	15	15	0.74	0.22	0.35	東京、長崎			
44	ケンサキイカ	2	2	0.03	0.02	0.03	0	0	—	—	—	島根、長崎			
45	コウイカ	2	2	0.08	0.01	0.05	0	0	—	—	—	千葉、熊本			
46	コショウダイ	2	2	0.17	0.02	0.10	0	0	—	—	—	千葉、三重			
47	コノシロ	4	3	0.01	ND	0.01	0	0	—	—	—	千葉、佐賀、熊本			
48	ゴマサバ	1	1	0.17	0.17	0.17	0	0	—	—	—	千葉			
49	サクラマス	1	1	0.06	0.06	0.06	0	0	—	—	—	岩手			
50	サケ	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	—	—	—	青森			
51	サヨリ	2	2	0.08	0.03	0.06	0	0	—	—	—	大阪、愛媛			
52	サワラ	4	4	0.08	0.01	0.05	0	0	—	—	—	富山、中国			
53	サンマ	2	2	0.06	0.06	0.06	0	0	—	—	—	岩手、千葉			
54	シシャモ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	北海道			
55	シバエビ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	佐賀			
56	シマアジ	4	4	0.26	0.04	0.11	0	0	—	—	—	東京、愛媛、高知			
57	シラウオ	2	1	0.01	ND	0.01	0	0	—	—	—	青森、中国			
58	シロアマダイ	3	3	0.25	0.11	0.20	0	0	—	—	—	中国、香港			
59	シロギス	2	2	0.15	0.04	0.10	0	0	—	—	—	千葉、兵庫			
60	ジンドウイカ	2	2	0.04	0.03	0.04	0	0	—	—	—	福島			

表2-7-2 魚介類等の水銀調査結果(その2)

(平成18年度)

番号	魚種	総水銀						メチル水銀						出荷地	
		検体数	検査数	検出量(ppm)			検体数	検査数	検出量(ppm)			最大	最小	平均	
				最大	最小	平均			最大	最小	平均				
61	スケトウダラ	2	2	0.05	0.02	0.04	0	0	—	—	—	北海道			
62	スズキ	36	36	0.50	0.05	0.19	21	21	0.38	0.07	0.15	福島、茨城、千葉、東京、神奈川、三重、大阪			
63	スルメイカ	4	4	0.10	0.05	0.08	0	0	—	—	—	青森、三重、福岡			
64	ソコイトイヨリダイ	2	2	0.14	0.03	0.08	0	0	—	—	—	静岡、徳島			
65	タイセイヨウサケ	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	—	—	—	イギリス			
66	タイセイヨウサバ	1	1	0.05	0.05	0.05	0	0	—	—	—	ノルウェー			
67	タカベ	2	2	0.16	0.08	0.12	0	0	—	—	—	東京			
68	タチウオ	3	3	0.27	0.07	0.15	0	0	—	—	—	広島、愛媛			
69	チゴダラ	2	2	0.08	0.05	0.07	0	0	—	—	—	青森、岩手			
70	チダイ	2	2	0.20	0.06	0.13	0	0	—	—	—	愛媛、宮崎			
71	チャイロマルハタ	1	1	0.07	0.07	0.07	0	0	—	—	—	台湾			
72	トクビレ	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	—	—	—	北海道			
73	トビウオ	3	3	0.06	0.04	0.05	0	0	—	—	—	千葉、神奈川、三重			
74	トラフグ	2	2	0.11	0.09	0.10	0	0	—	—	—	山口、大分			
75	ナガスクジラ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	南氷洋			
76	ニシン	3	3	0.04	0.03	0.03	0	0	—	—	—	北海道、宮城			
77	ニベ	1	1	0.42	0.42	0.42	1	1	0.35	0.35	0.35	鹿児島			
78	ハタハタ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	北海道			
79	バナナエビ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	インドネシア			
80	パパガレイ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	青森			
81	ハマダイ	1	1	0.12	0.12	0.12	0	0	—	—	—	東京			
82	ハモ	3	3	0.29	0.06	0.17	0	0	—	—	—	兵庫、中国			
83	ヒメダイ	1	1	0.20	0.20	0.20	0	0	—	—	—	鹿児島			
84	ヒラメ	6	6	0.11	0.04	0.06	0	0	—	—	—	青森、宮城、東京、愛知、韓国			
85	ブリ	6	6	0.23	0.07	0.18	0	0	—	—	—	富山、千葉、東京、神奈川、福岡、鹿児島			
86	ホウボウ	3	3	0.34	0.18	0.24	1	1	0.21	0.21	0.21	千葉、愛知、高知			
87	ホタルイカ	2	2	0.03	0.02	0.03	0	0	—	—	—	富山			
88	ホッコクアカエビ	2	2	0.07	0.05	0.06	0	0	—	—	—	北海道			
89	ボラ	1	0	ND	ND	—	0	0	—	—	—	大阪			
90	マアジ	4	4	0.06	0.02	0.04	0	0	—	—	—	千葉、静岡、愛媛、長崎			
91	マイワシ	4	4	0.05	0.02	0.03	0	0	—	—	—	福島、千葉、静岡、三重			
92	マカジキ	2	2	0.90	0.79	0.85	2	2	0.61	0.48	0.55	宮城、千葉			
93	マガレイ	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	—	—	—	北海道			
94	マコガレイ	2	2	0.03	0.02	0.03	0	0	—	—	—	青森			
95	マゴチ	2	2	0.11	0.10	0.11	0	0	—	—	—	愛知、三重			
96	マサバ	6	6	0.39	0.07	0.18	1	1	0.28	0.28	0.28	新潟、千葉、神奈川、香川			
97	マスノスケ	2	2	0.05	0.04	0.05	0	0	—	—	—	ニュージーランド、ノルウェー			
98	マダイ	5	5	0.37	0.10	0.22	1	1	0.28	0.28	0.28	東京、三重、鳥取、長崎			
99	マダラ	3	3	0.18	0.09	0.14	0	0	—	—	—	北海道、岩手			
100	マツカワガレイ	1	1	0.20	0.20	0.20	0	0	—	—	—	岩手			
101	マトウダイ	1	1	0.13	0.13	0.13	0	0	—	—	—	茨城			
102	マナガツオ	3	3	0.10	0.02	0.06	0	0	—	—	—	香川、福岡、中国			
103	マナマコ	2	0	ND	ND	—	0	0	—	—	—	石川、兵庫			
104	マハタ	1	1	0.14	0.14	0.14	0	0	—	—	—	三重			
105	マホヤ	1	0	ND	ND	—	0	0	—	—	—	宮城			
106	ミズダコ	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	—	—	—	北海道			
107	ミナミマグロ	2	2	0.28	0.27	0.28	0	0	—	—	—	オーストラリア			
108	ミンククジラ	1	1	0.11	0.11	0.11	0	0	—	—	—	南氷洋			
109	メイタガレイ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	秋田			
110	メカジキ	1	1	1.72	1.72	1.72	1	1	1.55	1.55	1.55	台湾			
111	メゴチ	2	2	0.03	0.02	0.03	0	0	—	—	—	福島、千葉			
112	メジナ	1	1	0.17	0.17	0.17	0	0	—	—	—	千葉			
113	メダイ	4	4	0.24	0.07	0.14	0	0	—	—	—	千葉、福岡、長崎			
114	メバチマグロ	2	2	0.33	0.29	0.31	1	1	0.28	0.28	0.28	パラオ共和国			
115	メバル	2	2	0.08	0.05	0.07	0	0	—	—	—	茨城、福岡			
116	モンゴウイカ	1	1	0.08	0.08	0.08	0	0	—	—	—	モロッコ			
117	ヤナギムシカレイ	2	2	0.05	0.04	0.05	0	0	—	—	—	福島、山口			
118	ヤリイカ	3	3	0.18	0.01	0.07	0	0	—	—	—	東京、静岡、三重			
119	ユメカサゴ	20	20	0.56	0.12	0.19	1	1	0.31	0.31	0.31	長崎			
120	ヨロイイタチウオ	2	2	0.22	0.07	0.15	0	0	—	—	—	静岡、長崎			
小計		321	314				61	61							

表2-7-2 魚介類等の水銀調査結果(その3)

(平成18年度)

番号	魚種	総水銀					メチル水銀					出荷地	
		検 体 数	検 体 出 数	検出量 (ppm)			検 体 数	検 体 出 数	検出量 (ppm)				
				最大	最小	平均			最大	最小	平均		
<b>貝</b>													
1	アカガイ	6	4	0.18	ND	0.1	0	0	—	—	—	宮城、韓国、中国、北朝鮮	
2	アカニシ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	トルコ	
3	アグマキガイ	3	3	0.02	0.01	0.02	0	0	—	—	—	広島、韓国	
4	アサリ	8	6	0.02	ND	0.01	2	0	ND	ND	—	東京、千葉、静岡、中国	
5	イワガキ	4	3	0.02	ND	0.01	0	0	—	—	—	茨城、福井、京都	
6	ウバガイ	3	2	0.01	ND	0.01	0	0	—	—	—	北海道、福島	
7	エゾアワビ	2	1	0.02	ND	0.02	0	0	—	—	—	茨城、中国	
8	エゾバイ	2	1	0.02	ND	0.02	0	0	—	—	—	北海道、秋田	
9	エゾボラ	2	2	0.02	0.01	0.02	0	0	—	—	—	北海道	
10	エッチュウバイ	1	1	0.13	0.13	0.13	0	0	—	—	—	山口	
11	ザザエ	3	1	ND	0.01	0.01	0	0	—	—	—	石川、山口、長崎	
12	サラガイ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	韓国	
13	シジミ	3	2	0.04	ND	0.03	0	0	—	—	—	青森、茨城	
14	タイラギ	2	0	ND	ND	—	0	0	—	—	—	韓国、中国	
15	トコブシ	3	1	0.01	ND	0.01	0	0	—	—	—	台湾	
16	トリガイ	2	1	0.03	ND	0.03	0	0	—	—	—	千葉、愛媛	
17	ナミガイ	2	0	ND	ND	—	0	0	—	—	—	愛知	
18	ハマグリ	5	3	0.01	ND	0.01	0	0	—	—	—	茨城、熊本、中国	
19	ヒメザザエ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	石川	
20	ホタテガイ	5	2	0.01	ND	0.01	0	0	—	—	—	北海道、宮城	
21	マガキ	8	7	0.02	ND	0.01	0	0	—	—	—	岩手、兵庫、福岡、韓国	
22	マテガイ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	山口	
23	ミルクイ	2	1	0.01	ND	0.01	0	0	—	—	—	千葉、岡山	
24	ムラサキイガイ	3	3	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	愛知	
<b>小計</b>		73	48				2	0					
<b>淡水魚</b>													
1	アマゴ	1	1	0.18	0.18	0.18	0	0	—	—	—	高知	
2	アユ	5	5	0.21	0.02	0.10	0	0	—	—	—	静岡、和歌山、滋賀	
3	イワナ	5	4	0.13	ND	0.08	0	0	—	—	—	岩手、宮城、茨城	
4	ウナギ	3	3	0.09	0.04	0.07	0	0	—	—	—	静岡	
5	コイ	1	1	0.10	0.10	0.10	0	0	—	—	—	群馬	
6	ドジョウ	1	1	0.05	0.05	0.05	0	0	—	—	—	青森	
7	ニジマス	4	4	0.22	0.01	0.11	0	0	—	—	—	静岡	
8	ヤマメ	5	5	0.26	0.06	0.13	0	0	—	—	—	宮城、長野	
9	ワカサギ	3	3	0.05	0.03	0.04	0	0	—	—	—	中国	
<b>小計</b>		28	27				0	0					
<b>魚介類加工品</b>		20	20	0.22	0.03	0.08	0	0	—	—	—		
<b>総計</b>		442	409				63	61					

注 NDは、検出限界値(0.01ppm)未満のもの

## 第2 食品等のP C B汚染調査結果

昭和40年代にカネミ油症事件の原因物質であるP C Bが、広く環境を汚染していると同時に食品等も汚染していることが明らかになり、昭和47年に製造が中止された。P C Bは、安定性が高く分解されにくい物質であるため、自然界に残留することが懸念された。

このため、国は、昭和47年に「食品中に残留するP C Bの規制について」を定めた。都は、昭和48年から魚介類、乳製品、食品等の汚染実態を把握するため、継続してモニタリング調査を行い、汚染食品の流通防止を図っている。

## 1 実施期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

## 2 実施対象

中央卸売市場に入荷する魚介類、各種市販食品及び容器包装

## 3 実施機関

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所
- (3) 芝浦食肉衛生検査所

## 4 調査結果

各種食品等のP C B検査結果は表2-7-3及び表2-7-4のとおりであるが、暫定的規制値を超えたものはなかった。

表2-7-3 各種食品等のP C B検査結果

(平成18年度)

品 目		規制値 (ppm)	検 体 数	検 体 数 出	検出値 (ppm)		
					最大	最少	平均
魚介類	遠洋沖合魚介類	0.5	72	26	0.22	ND	0.05
	内海内湾魚介類	3.0	232	95	0.68	ND	0.09
	小 計	—	304	121	0.68	ND	0.08
牛 乳		0.1	8	0	ND	ND	—
乳製品	チーズ・ヨーグルト類	1.0	5	0	ND	ND	—
育児用粉乳		0.2	5	0	ND	ND	—
食 肉	牛 肉	0.5	4	0	ND	ND	—
	豚 肉		4	0	ND	ND	—
	鶏 肉		4	0	ND	ND	—
	牛 肝 臓		4	0	ND	ND	—
	豚 肝 臓		4	0	ND	ND	—
	鶏 肝 臓 等		4	0	ND	ND	—
	小 計		—	24	0	ND	ND
卵 類		0.2	16	0	ND	ND	—
器具・容器包装		5.0	10	0	ND	ND	—
その他	魚介類加工品等	—	60	7	0.07	ND	0.03
	食用油脂類	—	14	0	ND	ND	—
	ベビーフード等	—	18	0	ND	ND	—
合 計		—	464	128			

注 NDは、検出限界値(0.01ppm)未満のもの

表2-7-4 魚介類のP C B調査結果

(平成18年度)

番号	規制値	種類	検体数	検出値(ppm)			出荷地	番号	規制値	種類	検体数	検出値(ppm)			出荷地
				最大	最小	平均						最大	最小	平均	
1	ppm	アカガレイ	1	0	ND	ND	—	36	キチヌ	2	2	0.05	0.01	0.03	兵庫、徳島
2		アカシタビラメ	1	0	ND	ND	—	37	キビナゴ	2	0	ND	ND	—	三重、高知
3		アサバガレイ	1	0	ND	ND	—	38	ギンザケ	1	0	ND	ND	—	チリ
4		アンコウ	1	0	ND	ND	—	39	キンメダイ	3	3	0.10	0.02	0.05	千葉、静岡
5		イシガレイ	2	0	ND	ND	—	40	クルマエビ	1	0	ND	ND	—	中国
6		カツオ	3	0	ND	ND	—	41	クロソイ	2	1	0.05	ND	0.05	青森、宮城
7		キチジ	1	1	0.02	0.02	0.02	42	クロダイ	1	1	0.01	0.01	0.01	千葉、長崎
8	0.5	クロマグロ	7	7	0.22	0.01	0.09	43	クロムツ	3	3	0.11	0.02	0.05	東京、長崎
9	ppm	ゴマサバ	1	1	0.01	0.01	0.01	44	ケンサキイカ	2	0	ND	ND	—	島根、長崎
10	達	サクラマス	1	1	0.01	0.01	0.01	45	コイ	1	0	ND	ND	—	群馬
11	洋	サケ	1	0	ND	ND	—	46	コウイカ	2	1	0.01	ND	0.01	千葉、三重
12	沖	サンマ	2	0	ND	ND	—	47	コショウダイ	2	2	0.02	0.01	0.02	千葉、佐賀、熊本
13	合	スケトウダラ	2	0	ND	ND	—	48	コノシロ	3	2	0.03	ND	0.02	千葉、佐賀、熊本
14	産	スルメイカ	3	0	ND	ND	—	49	サザエ	3	0	ND	ND	—	石川、長崎
15	魚	タイセイヨウサバ	1	1	0.03	0.03	0.03	50	サヨリ	2	1	0.02	ND	0.02	大阪、愛媛
16	介類	チゴダラ	2	0	ND	ND	—	51	サワラ	4	2	0.03	ND	0.02	富山、福岡、中国
17		トビウオ	2	1	0.01	ND	0.01	52	シジミ	1	0	ND	ND	—	中国
18		ナガスクジラ	1	0	ND	ND	—	53	シシャモ	1	0	ND	ND	—	北海道
19		ニシン	2	2	0.17	0.01	0.09	54	シベエビ	1	0	ND	ND	—	佐賀
20		ニベ	1	0	ND	ND	—	55	シマアジ	3	2	0.18	ND	0.10	和歌山、高知
21		ハタハタ	1	0	ND	ND	—	56	シラウオ	1	0	ND	ND	—	中国
22		パパガレイ	1	0	ND	ND	—	57	シロアマダイ	2	0	ND	ND	—	長崎、香港
23		ハマダイ	1	0	ND	ND	—	58	シロギス	2	1	0.01	ND	0.01	千葉、兵庫
24		ヒラメ	5	0	ND	ND	—	59	スズキ	37	33	0.56 0.68	ND	0.21	宮城、福島、茨城、東京、千葉 神奈川、三重、大阪、愛媛
25		マイワシ	4	2	0.01	ND	0.01	60	ソコトイヨリダイ	2	0	ND	ND	—	静岡、徳島
26		マカジキ	2	1	0.03	ND	0.03	61	タイラギ	2	0	ND	ND	—	韓国
27		マコガレイ	2	0	ND	ND	—	62	タカベ	2	0	ND	ND	—	東京
28		マサバ	5	5	0.11	0.01	0.05	63	タチウオ	3	3	0.12	0.01	0.05	広島、愛媛
29		マスノスケ	2	1	0.03	ND	0.03	64	チダイ	1	1	0.01	0.01	0.01	愛媛
30		マダラ	2	0	ND	ND	—	65	チャイロマルハタ	1	1	0.03	0.03	0.03	台湾
31		マツカワガレイ	1	0	ND	ND	—	66	内海トクビレ	1	0	0.01	0.01	0.01	北海道
32		ミナミマグロ	2	2	0.07	0.02	0.05	67	内海トコブシ	2	0	ND	ND	—	静岡、台湾
33		ミンククジラ	1	1	0.01	0.01	0.01	68	内湾ドジョウ	1	1	0.01	0.01	0.01	中国
34		メイタガレイ	1	0	ND	ND	—	69	内湾トラフグ	2	0	ND	ND	—	山口、大分
35		メカジキ	1	0	ND	ND	—	70	産魚トリガイ	2	1	0.02	ND	0.02	千葉、愛媛
36		メバチマグロ	2	0	ND	ND	—	71	ナミガイ	2	0	ND	ND	—	愛知
37		モンゴウイカ	1	0	ND	ND	—	72	ニジマス	2	0	ND	ND	—	静岡、長野
38		ヤナギムシカレイ	2	0	ND	ND	—	73	バナナエビ	1	0	ND	ND	—	インドネシア
		小計	72	26				74	ハマグリ	4	0	ND	ND	—	茨城、熊本、中国
1		アイナメ	4	2	0.02	ND	0.02	75	ハモ	3	2	0.03	ND	0.03	兵庫、中国
2		オオダイ	2	0	ND	ND	—	76	ヒメザザエ	1	0	ND	ND	—	石川
3		オハタ	2	0	ND	ND	—	77	ブリ	6	6	0.09	0.01	0.05	東京、神奈川、富山、高知、福岡、鹿児島
4		アカアマダイ	3	0	ND	ND	—	78	ホウボウ	2	0	ND	ND	—	千葉、愛知
5		アカガレイ	5	0	ND	ND	—	79	ホタテガイ	3	0	ND	ND	—	北海道、宮城
6		アカカマス	2	1	0.02	ND	0.02	80	ホタルイカ	1	0	ND	ND	—	富山
7		アカニシ	1	0	ND	ND	—	81	ホッコクアカエビ	1	0	ND	ND	—	北海道
8		アカムツ	1	0	ND	ND	—	82	ボラ	1	1	0.01	0.01	0.01	大阪
9		アゲマキガイ	2	0	ND	ND	—	83	マアジ	3	2	0.05	ND	0.03	千葉、静岡、長崎
10	3	アコウダイ	1	1	0.01	0.01	0.01	84	マアナゴ	2	1	0.01	ND	0.01	長崎
11	ppm	アサリ	2	0	ND	ND	—	85	マガキ	4	2	0.02	ND	0.02	岩手、兵庫、福岡
12		アマゴ	1	0	ND	ND	—	86	マゴチ	1	0	ND	ND	—	愛知
13		アユ	3	1	0.02	ND	0.02	87	マダイ	5	1	0.02	ND	0.02	三重、鳥取、愛媛、長崎
14	内海	イイダコ	2	1	0.01	ND	0.01	88	マトウダイ	1	0	ND	ND	—	茨城
15		イサキ	3	2	0.01	ND	0.01	89	マナガツオ	3	2	0.02	ND	0.02	香川、福岡
16		イシガキダイ	2	2	0.04	0.02	0.03	90	マナマコ	2	0	ND	ND	—	石川、兵庫
17	湾	イシダイ	2	1	0.01	ND	0.01	91	マハタ	1	1	0.01	0.01	0.01	三重
18	産魚	イシモチ	1	1	0.07	0.07	0.07	92	ミズダコ	1	0	ND	ND	—	北海道
19	介類	イセエビ	1	0	ND	ND	—	93	ミルクイ	1	0	ND	ND	—	岡山
20		イトヨリダイ	1	0	ND	ND	—	94	ムラサキイガイ	1	0	ND	ND	—	愛知
21		イボダイ	1	1	0.03	0.03	0.03	95	メゴチ	1	0	ND	ND	—	千葉
22		イワガキ	2	0	ND	ND	—	96	メジナ	1	0	ND	ND	—	千葉
23		イワナ	2	0	ND	ND	—	97	メダイ	3	0	ND	ND	—	千葉、福岡、長崎
24		インドエビ	1	0	ND	ND	—	98	メバル	2	0	ND	ND	—	福島、茨城
25		ウシエビ	2	0	ND	ND	—	99	ヤマメ	2	0	ND	ND	—	岩手、高知
26		ウスメバル	2	0	ND	ND	—	100	ヤリイカ	2	0	ND	ND	—	静岡、東京
27		ウナギ	3	0	ND	ND	—	101	ヨロイイタチウオ	2	0	ND	ND	—	静岡、長崎
28		ウバガイ	1	1	0.05	0.05	0.05	102	ワカサギ	2	1	0.01	ND	0.01	青森、秋田
29		ウマヅラハギ	1	0	ND	ND	—								
30		ウメイロ	1	0	ND	ND	—								
31		エゾアワビ	1	0	ND	ND	—								
32		エゾボラ	2	0	ND	ND	—								
33		カイワリ	1	0	ND	ND	—								
34		カタクチイワシ	1	0	ND	ND	—								
35		カンパチ	2	1	0.01	ND	0.01								
		小計						232	95						
		魚介類計						304	121						
		食品等計						160	7						
		総計						464	128						
		注													NDは検出限界値(0.01ppm)未満

## 第3 魚介類のビストリブチルスズオキシド(TBT-O)等汚染調査結果

環境汚染物質として注目されているTBT-O等の化学物質による魚介類の汚染実態を把握する。

## 1 実施期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

## 2 実施対象

中央卸売市場に入荷する魚介類

## 3 検査実施機関

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所

## 4 調査結果

TBT-Oについては、142魚種 260検体を調査した結果、最大値  $0.12\text{ppm}$ 、最小値検出限界値未満であった(表2-7-6)。昭和60年4月に国が設定したTBT-Oの暫定的1日許容摂取量( $1.6\mu\text{g/kg}/\text{日}$ )と国民一人当たりの魚介類摂取量から算出した濃度  $0.67\text{ppm}$ を指標として、この濃度を超えた検体はなかった。

また、トリフェニルスズ化合物(TPT)、クロルデン類及びドリン類の調査結果は表2-7-5のとおりである。今後とも魚介類の汚染実態を把握するため、経年的に調査を行っていく。

表2-7-5 TPT等の検査結果 (平成18年度)

物質名	検 体 数	検 出 檢 体 数	検出値(ppm)		
			最大	最少	平均
TPT	220	69	0.06	ND	0.01
クロルデン類	Trans-クロルデン	40	8	0.002	ND
	Cis-クロルデン	40	11	0.002	ND
	Trans-ノナクロル	40	13	0.003	ND
	Cis-ノナクロル	40	1	0.001	ND
ドリン類	オキシクロルデン	40	0	ND	ND
	アルドリン	40	0	ND	ND
	ディルドリン	40	0	ND	ND
	エンドリン	40	0	ND	ND
その他の農薬	16	0	ND	ND	—

注 NDは、検出限界値未満のもの

TPT・その他の農薬: 0.01ppm

クロルデン類・ドリン類: 0.001ppm

表2-7-6 魚介類のTBT調査結果(その1)

(平成18年度)

番号	区分	魚種	検体数	検査出数	検出値 (ppm)			出荷地
					最大	最小	平均	
1	I群 魚網又はいきすを 使用して養殖される 魚介類	アユ	2	0	ND	ND	—	静岡、和歌山
2		イワナ	2	0	ND	ND	—	宮城
3		カワハギ	1	0	ND	ND	—	大分
4		カンパチ	2	2	0.01	0.01	0.01	高知、韓国
5		クロソイ	1	0	ND	ND	—	宮城
7		クロマグロ	2	1	0.01	ND	0.01	スペイン
8		シマアジ	1	1	0.01	0.01	0.01	愛媛
9		スズキ	2	1	0.12	ND	0.12	三重
10		チャイロマルハタ	1	0	ND	ND	—	台湾
11		ドジョウ	1	0	ND	ND	—	中国
12		トラフグ	1	0	ND	ND	—	大分
13		ニジマス	1	0	ND	ND	—	静岡
14		ハモ	1	0	ND	ND	—	中国
15		ヒラメ	4	1	0.03	ND	0.03	愛知、大分、韓国
16		ブリ	2	2	0.01	0.01	0.01	高知、鹿児島
17		マスノスケ	1	0	ND	ND	—	ノルウェー
18		マダイ	2	0	ND	ND	—	三重、愛媛
19		マツカワガレイ	1	0	ND	ND	—	岩手
20		マハタ	1	0	ND	ND	—	三重
21		ミナミマグロ	1	0	ND	ND	—	オーストラリア
22		ヤマメ	2	0	ND	ND	—	岩手、宮城
小計			32	8				
1	II群 内湾で養殖される 魚介類	ウシエビ	1	0	ND	ND	—	フィリピン
2		エゾアワビ	1	0	ND	ND	—	中国
3		クルマエビ	1	0	ND	ND	—	中国
4		トコブシ	1	0	ND	ND	—	台湾
5		ホタテガイ	2	2	0.01	0.01	0.01	北海道、宮城
7		マガキ	6	2	0.03	ND	0.03	岩手、兵庫、福岡、韓国
8		マボヤ	1	0	ND	ND	—	宮城
小計			13	4				
1	III群 内湾で漁獲される 魚介類	アイナメ	4	0	ND	ND	—	北海道、岩手、宮城、神奈川
2		アオダイ	1	0	ND	ND	—	高知
3		アオハタ	1	0	ND	ND	—	鹿児島
4		アカアマダイ	2	0	ND	ND	—	福岡、長崎
5		アカガイ	4	1	0.01	ND	0.01	宮城、韓国、北朝鮮、中国
6		アカカマス	2	0	ND	ND	—	福岡、鹿児島
7		アカニシ	1	1	0.01	0.01	0.01	トルコ
8		アカムツ	1	0	ND	ND	—	秋田
9		アグマキガイ	1	1	0.01	0.01	0.01	韓国
10		アコウダイ	1	0	ND	ND	—	千葉
11		アサリ	2	0	ND	ND	—	千葉、静岡
12		アナゴ	1	0	ND	ND	—	長崎
13		イイダコ	1	1	0.01	0.01	0.01	福島
14		イサキ	2	0	ND	ND	—	長崎
15		イシガキダイ	1	0	ND	ND	—	鹿児島
16		インダイ	1	0	ND	ND	—	千葉
17		イセエビ	1	0	ND	ND	—	三重
18		イトヨリダイ	1	0	ND	ND	—	山口
19		イボダイ	1	1	0.01	0.01	0.01	愛媛
20		イワガキ	3	2	0.01	ND	0.01	茨城、福井、京都
21		インドエビ	1	0	ND	ND	—	インドネシア
22		ウシエビ	1	0	ND	ND	—	インドネシア
23		ウスメバル	1	0	ND	ND	—	青森
24		ウナギ	1	0	ND	ND	—	静岡
25		ウバガイ	1	1	0.01	0.01	0.01	北海道
26		ウマヅラハギ	1	0	ND	ND	—	千葉
27		エゾアワビ	1	0	ND	ND	—	茨城
28		エゾバイ	1	0	ND	ND	—	北海道
29		エゾボラ	1	1	0.01	0.01	0.01	北海道
30		エッチャウバイ	1	0	ND	ND	—	山口
31		カタクチイワシ	1	0	ND	ND	—	石川
32		カワハギ	1	0	ND	ND	—	三重
33		カンパチ	1	0	ND	ND	—	長崎
34		キチヌ	2	0	ND	ND	—	兵庫、徳島
35		キビナゴ	2	1	0.01	ND	0.01	三重、高知
36		ギンザケ	1	0	ND	ND	—	チリ
37		キンメダイ	2	1	0.02	ND	0.02	千葉
38		クロソイ	1	0	ND	ND	—	宮城
39		クロダイ	1	0	ND	ND	—	千葉
40		クロムツ	3	0	ND	ND	—	東京、長崎
41		ケンサキイカ	1	0	ND	ND	—	島根
42		コウイカ	1	0	ND	ND	—	熊本
43		コショウダイ	1	0	ND	ND	—	千葉
44		コノシロ	4	0	ND	ND	—	山口、長崎
45		サザエ	2	0	ND	ND	—	大阪
46		サヨリ	1	0	ND	ND	—	北海道
47		サラガイ	1	0	ND	ND	—	富山、福岡、中国
48		サフラ	3	3	0.01	0.01	0.01	青森、中国
49		シジミ	2	0	ND	ND	—	佐賀
50		シバエビ	1	0	ND	ND	—	青森、中国
51		シラウオ	2	0	ND	ND	—	長崎、香港
52		シロアマダイ	3	0	ND	ND	—	

表2-7-6 魚介類のTBT調査結果(その2)

(平成18年度)

番号	区分	魚種	検体数	検出数	検出値 (ppm)			出荷地	
					最大	最小	平均		
53	III群 内湾で漁獲される魚介類	シロギス	1	0	ND	ND	—	兵庫	
54		ジンドウイカ	1	0	ND	ND	—	福島	
55		スズキ	31	23	0.02	ND	0.02	福島、茨城、東京、千葉、神奈川、三重、大阪	
56		ソコイトヨリダイ	1	0	ND	ND	—	静岡	
57		タイラギ	1	0	ND	ND	—	韓国	
58		タカベ	1	0	ND	ND	—	東京	
59		タチウオ	2	2	0.01	0.01	0.01	広島、愛媛	
60		チダイ	1	0	ND	ND	—	宮崎	
61		トクビレ	1	0	ND	ND	—	北海道	
62		トラフグ	1	0	ND	ND	—	山口	
63		トリガイ	1	1	0.01	0.01	0.01	千葉	
64		ナミガイ	1	0	ND	ND	—	愛知	
65		パイ	1	0	ND	ND	—	秋田	
66		ハマグリ	2	1	0.01	ND	0.01	熊本、中国	
67		ハモ	2	1	0.02	ND	0.02	兵庫、中国	
68		ヒメサザエ	1	0	ND	ND	—	石川	
69		ヒメダイ	1	0	ND	ND	—	鹿児島	
70		ブリ	2	0	ND	ND	—	富山、千葉	
71		ホウボウ	2	0	ND	ND	—	愛知、高知	
72		ホタテガイ	1	0	ND	ND	—	北海道	
73		ホタルイカ	1	0	ND	ND	—	富山	
74		ホッコクアカエビ	2	0	ND	ND	—	北海道	
75		ボラ	1	1	0.01	0.01	0.01	大阪	
76		マアジ	3	0	ND	ND	—	静岡、愛媛、長崎	
77		マゴチ	1	0	ND	ND	—	三重	
78		マダイ	3	0	ND	ND	—	鳥取、長崎	
79		マテガイ	1	0	ND	ND	—	山口	
80		マナガツオ	2	1	0.01	ND	0.01	香川、福岡	
81		マナマコ	1	0	ND	ND	—	石川	
82		ミズダコ	1	1	0.02	0.02	0.02	北海道	
83		ミルクイ	1	1	0.01	0.01	0.01	千葉	
84		ムラサキイガイ	2	1	0.01	ND	0.01	愛知	
85		メゴチ	2	0	ND	ND	—	福島、千葉	
86		メダイ	3	0	ND	ND	—	千葉、福岡、長崎	
87		メバル	2	0	ND	ND	—	福島、茨城	
88		ヤリイカ	2	0	ND	ND	—	東京、三重	
89		ヨロイイタチウオ	1	0	ND	ND	—	長崎	
90		ワカサギ	2	1	0.01	ND	0.01	青森	
小計			165	48					
1	IV群 遠洋冲合等で漁獲される魚介類	アオメエソ	1	0	ND	ND	—	愛知	
2		アオリイカ	1	0	ND	ND	—	長崎	
3		アカシタビラメ	1	0	ND	ND	—	愛媛	
4		アサバガレイ	1	0	ND	ND	—	北海道	
4		アンコウ	1	0	ND	ND	—	新潟	
5		インガレイ	1	0	ND	ND	—	宮城	
6		カツオ	1	0	ND	ND	—	福島	
7		キチジ	1	0	ND	ND	—	北海道	
8		クロマグロ	4	2	0.01	ND	0.01	北海道、和歌山、福岡、佐賀	
9		ゴマサバ	1	0	ND	ND	—	千葉	
10		サケ	1	0	ND	ND	—	青森	
11		サンマ	1	0	ND	ND	—	千葉	
12		スケトウダラ	1	0	ND	ND	—	北海道	
13		スルメイカ	3	2	0.01	ND	0.01	青森、三重、福岡	
14		タイセイヨウサケ	1	0	ND	ND	—	スコットランド	
15		チゴダラ	1	0	ND	ND	—	青森	
16		トビウオ	2	1	0.01	ND	0.01	千葉、神奈川	
17		ナガスクジラ	1	0	ND	ND	—	南氷洋	
18		ニシン	3	0	ND	ND	—	北海道、宮城	
19		ニベ	1	1	0.01	0.01	0.01	鹿児島	
20		パパガレイ	1	0	ND	ND	—	青森	
21		ハマダイ	1	0	ND	ND	—	東京	
22		ヒラメ	1	0	ND	ND	—	青森	
23		マイワシ	3	1	0.01	ND	0.01	福島、千葉、静岡	
24		マカジキ	2	0	ND	ND	—	宮城、千葉	
25		マガレイ	1	0	ND	ND	—	北海道	
26		マコガレイ	1	0	ND	ND	—	青森	
27		マサバ	3	1	0.01	ND	0.01	新潟、神奈川	
28		マスノスケ	1	0	ND	ND	—	ニュージーランド	
29		マダラ	2	0	ND	ND	—	北海道、岩手	
30		ミンククジラ	1	0	ND	ND	—	南氷洋	
31		メイタガレイ	1	0	ND	ND	—	秋田	
32		メカジキ	1	1	0.03	0.03	0.03	太平洋	
33		メバチマグロ	1	0	ND	ND	—	パラオ共和国	
34		モンゴウイカ	1	0	ND	ND	—	モロッコ	
35		ヤナギムシガレイ	1	0	ND	ND	—	山口	
小計			50	9					
総計			260	69					

注 NDは、検出限界値(0.01ppm)未満のもの

#### 第4 東京湾産魚介類の化学物質汚染実態調査結果（ダイオキシン類及び内分泌かく乱作用の疑われる化学物質）

東京湾では現在も漁業が営まれ、江戸前の魚として流通しているほか、都民が、釣りや潮干狩りなどのレジャーを通じて湾内の魚介類を摂食する機会は少なくない。

一方、東京湾は首都圏大都市に囲まれており、廃棄物の焼却過程等で非意図的に生成されたPCDD、PCDFや、過去に製造されたPCB製品に由来すると思われるコブラナーPCBなどのダイオキシン類が河川から流入しやすい環境にある。

そこで、福祉保健局では都民の食の安全性確保の一環として、東京湾で漁獲される魚介類のダイオキシン類及び内分泌かく乱作用が疑われる化学物質等の調査を行っている。

平成18年度の調査結果は以下のとおりである。

##### 1 調査方法

###### (1) 調査対象生物及び検体数

ボラ、スズキ、マアナゴ、カレイ各8検体（隅田川河口2検体、各漁場3検体）

アサリ6検体 計38検体

###### (2) 貝類採取地点

東京都内湾の次の地点

魚類：隅田川河口、漁場1（羽田空港北西部）、漁場2（多摩川河口部）

アサリ：三枚洲、羽田沖（多摩川河口部）

###### (3) 採取方法

マアナゴを除く魚類は刺網により、マアナゴはアナゴ筒により、アサリはジョレン等を用いて採取した。なお、採取については、いずれも民間調査機関に委託した。

###### (4) 検体の処理

魚類は、可食部（筋肉部分、ただしマアナゴ、カレイは皮付き）約100gを、貝類は、むき身約100gをそれぞれ1検体とした。なお、1個体で必要量を確保できない場合は、複数個体を合わせて1検体とした。

###### (5) 分析項目

###### ア ダイオキシン類

水分含有量、脂肪含有量、ダイオキシン類濃度（ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）14種類、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）15

種類及びコブラナーポリ塩化ビフェニル（コブラナーPCB、Co-PCB）12種類の異性体）。

なお、検出下限未満（ND）の数値は0として、ダイオキシン類濃度の計算をした。PCDD、PCDF及びコブラナーPCBの内訳は、表2-7-7のとおり。

イ 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質等  
水分含有量、脂肪含有量、PCB、DDT及びその代謝物、トリプチルスズ、トリフェニルスズ、アルキルフェノール類、ベンゾフェノン、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル、ペンタクロロフェノール、2,4-ジクロロフェノールとした。

分析対象物質の内訳は表2-7-8のとおり。

##### (6) 方法

###### ア 水分含有量

五訂日本食品標準成分表（旧科学技術庁資源調査会編）による常圧加熱乾燥法

###### イ 脂肪含有量

五訂日本食品標準成分表によるソックスレー・エーテル抽出法

###### ウ ダイオキシン類

「ダイオキシン類に係る水生生物調査暫定マニュアル」（旧環境庁水質保全局水質管理課、平成10年9月）に準じた。

###### エ 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

(ア) PCB、トリプチルスズ、トリフェニルスズGC/ECDを用いて測定

(イ) DDT、DDE、DDD、アルキルフェノール類、ベンゾフェノン、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル、ペンタクロロフェノール、2,4-ジクロロフェノール

GC/MSを用いて測定

##### (7) 検出下限

###### ア ダイオキシン類

(ア) PCDD及びPCDF

4,5塩化物：0.01pg/g

6,7塩化物：0.05pg/g

8塩化物：0.1pg/g

(イ) コプラナーPCB	(ウ) アルキルフェノール類(ノニルフェノールを除く)
0.1pg/g	0.0015μg/g
イ 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質	
(ア) PCB	(エ) ノニルフェノール
0.001μg/g	0.02μg/g
(イ) DDT、DDE、DDD、トリプチルスズ、トリフェニルスズ、ベンゾフェノン、ペンタクロロフェノール、2,4-ジクロロフェノール	(オ) アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル
0.001μg/g	0.01μg/g
(8) 分析機関	
	健康安全研究センター

表2-7-7 ダイオキシン類の分析項目(内訳)

## 1 PCDD、PCDF

項目名		
	4塩化物	2, 3, 7, 8-TCDD 1, 3, 6, 8-TCDD 1, 3, 7, 9-TCDD その他
P	5塩化物	1, 2, 3, 7, 8-PCDD 1, 2, 3, 4, 7-PCDD その他
C		
D	6塩化物	1, 2, 3, 6, 7, 8-HCDD 1, 2, 3, 4, 7, 8-HCDD 1, 2, 3, 7, 8, 9-HCDD その他
D	7塩化物	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HCDD その他
		Octa-CDD

項目名		
	4塩化物	2, 3, 7, 8-TCDF 1, 3, 6, 8-TCDF その他
P	5塩化物	2, 3, 4, 7, 8-PCDF 1, 2, 3, 7, 8-PCDF その他
C		
D	6塩化物	1, 2, 3, 4, 7, 8-HCDF 1, 2, 3, 6, 7, 8-HCDF 1, 2, 3, 7, 8, 9-HCDF その他
F	7塩化物	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HCDF 1, 2, 3, 4, 7, 8, 9-HCDF その他
		Octa-CDF

## 2 コプラナーPCB

項目名(non-ortho)	
4塩化物	3, 3', 4, 4'-TCB (#77) 3, 4, 4', 5-TCB (#81)
5塩化物	3, 3', 4, 4', 5-PCB (#126)
6塩化物	3, 3', 4, 4', 5, 5'-HCB (#169)

項目名(mono-ortho)	
5塩化物	2, 3, 3', 4, 4'-PCB (#105) 2, 3, 4, 4', 5-PCB (#114) 2, 3', 4, 4', 5-PCB (#118) 2', 3, 4, 4', 5-PCB (#123)
6塩化物	2, 3, 3', 4, 4', 5-HCB (#156) 2, 3, 3', 4, 4', 5'-HCB (#157) 2, 3', 4, 4', 5, 5'-HCB (#167)
7塩化物	2, 3, 3', 4, 4', 5, 5'-HCB (#189)

表2-7-8 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質の検査項目（内訳）

番号	物質名	内訳
2	PCB	
5	ペンタクロロフェノール	
18	DDT	o, p'-DDT、p, p'-DDT
19	DEE、DDD (DDT代謝物)	o, p'-DDE p, p'-DDE o, p'-DDD p, p'-DDD
33	トリブチルスズ	トリブチルスズ
34	トリフェニルスズ	トリフェニルスズ
36	アルキルフェノール類	4-t-ブチルフェノール 4-n-ペンチルフェノール 4-n-ヘキシルフェノール 4-t-オクチルフェノール 4-n-オクチルフェノール 4-n-ヘプチルフェノール ノニルフェノール
44	2,4-ジクロロフェノール	
45	アジピン酸ジーエチルヘキシル	
46	ベンゾフェノン	

※ 番号は、「環境ホルモン戦略計画 SPEED'98」（環境省）に拠った。

## 2 調査結果（表2-7-9から表2-7-11）

### (1) ダイオキシン類（表2-7-9から表2-7-11）

ア 魚類全体のダイオキシン類濃度は、隅田川河口が 2.78pg-TEQ/g、漁場1が 3.40pg-TEQ/g、漁場2が 3.77pg-TEQ/g であった。

イ アサリのダイオキシン類濃度は、三枚洲及び羽田沖いずれの地点においても他の魚類より低い値を示した。アサリを採取地点で比較した場合、羽田沖(0.33pg-TEQ/g)が三枚洲(0.14pg-TEQ/g)よりも高い値を示した。

ウ 平均濃度が相対的に高かったのは、今年度もマアナゴであった。これは、他の魚種と比較して脂肪分が高いためと考えられる。

エ 東京都福祉保健局が実施した「平成18年度 食事由来の化学物質曝露量推計調査（トータルダイエット調査）」によると、都民の平均的な食事から摂取されるダイオキシン類は、1.47pg-TEQ/kg·bw/day であった（魚介類からの摂取は 1.05pg-TEQ/kg·bw/day）。

仮に、都民の内海内湾産魚介類摂取量を、東京湾産魚類を調理せずに生で摂取するものとして置き換えて一日のダイオキシン類摂取量を試算すると、魚介類全体からのダイオキシン類摂取量は 1.73 pg-TEQ/kg·bw/day、食事全体からのダイ

オキシン類摂取量は 2.15 pg-TEQ/kg·bw/day (平成17年度 2.43 pg-TEQ/kg·bw/day) となり、「ダイオキシン類対策特別措置法」における耐容一日摂取量:4 pg-TEQ/kg·bw/day を下回る。

### (ア) 内海内湾産魚介類と遠洋沖合魚介類の摂取割合

1:3 (農林水産省・平成7年食糧需給表)

#### (イ) 内海内湾産魚介類の摂取量

50.2(g) <生魚介類の摂取量>/4=12.6(g)

#### (ウ) 内海内湾産魚介類摂取量について、東京湾産魚類を調理せずに生で摂取するものとした際のダイオキシン類摂取量

3.38 (pg-TEQ/g) × 12.6 (g) / 50 (kg · bw)  
= 0.85 (pg-TEQ/kg·bw/day)

#### (エ) 内海内湾産魚介類以外の魚介類からのダイオキシン類摂取量

1.05 (pg-TEQ/kg·bw/day) × 63.0 (g) / 75.6 (g)  
<魚介類の摂取量> = 0.88 (pg-TEQ/kg·bw/day)

#### (オ) 魚介類以外の食品からのダイオキシン類摂取量

0.42 (pg-TEQ/kg·bw/day)

#### (カ) 食事全体からのダイオキシン類摂取量

(ウ)+(エ)+(オ)=2.15 (pg-TEQ/kg·bw/day)

以上、東京湾産魚類のダイオキシン類濃度（漁場の平均：3.38pg-TEQ/g）以外の数値は、「平成18年度 食事由来の化学物質曝露量推計調査結果」（平成19年8月東京都福祉保健局）から引用した。

(2) 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質等

ア PCB、p,p'-DDE、トリプチルスズ及びトリフェニルスズが全ての魚類から検出された。p,p'-DDT 及び p,p'-DDD はボラ及びマアナゴから検出され

た。o,p'-DDTはボラのみから、また、アルキルフェノール類はマアナゴのみから検出された。

イ PCB は、全ての検体から検出された。魚類全体の PCB 濃度は、隅田川河口の地点が 0.083ppm、漁場1の地点が 0.093ppm、漁場2の地点が 0.101ppm であった。

ウ アサリについて PCB 濃度を採取地点で比較した場合、羽田沖が三枚州よりも高い値を示した（羽田沖 0.014ppm、三枚州 0.004ppm）。

表 2-7-9 ダイオキシン類濃度(平均)

魚種	採取地点	総脂肪 (%)	1g当たりの2,3,7,8-TCDD等量濃度			脂肪1g当たりの2,3,7,8-TCDD等量濃度 (ND=0、単位：pg-TEQ/g)		
			ダイオキシン類	PCDDs + PCDFs	コプラナーPCB	ダイオキシン類	PCDDs + PCDFs	コプラナーPCB
魚類全体	隅田川河口部	3.5	2.78	0.39	2.39	143.6	17.8	125.7
	漁場1	3.6	3.40	0.42	2.99	135.8	17.8	118.0
	漁場2	4.3	3.77	0.52	3.24	102.4	16.1	86.3
	漁場の平均	3.8	3.38	0.45	2.93	125.0	17.0	108.0
ボラ	隅田川河口部	3.0	1.90	0.23	1.67	69.3	7.9	61.4
	漁場1	2.7	2.15	0.21	1.94	83.8	8.0	75.8
	漁場2	2.1	1.43	0.16	1.28	69.7	7.4	62.3
スズキ	隅田川河口部	1.7	2.05	0.30	1.76	120.9	17.4	103.4
	漁場1	1.6	1.96	0.33	1.63	122.5	21.0	101.5
	漁場2	1.7	1.88	0.32	1.56	115.9	20.2	95.7
マアナゴ	隅田川河口部	8.6	4.89	0.79	4.10	57.2	9.1	48.1
	漁場1	9.0	7.14	0.82	6.32	82.4	9.4	73.1
	漁場2	11.8	10.07	1.28	8.79	89.6	11.2	78.4
マコガレイ	隅田川河口部	0.7	2.29	0.26	2.03	326.9	36.8	290.0
	漁場1	0.9	2.37	0.30	2.07	254.6	32.9	221.7
	漁場2	1.5	1.68	0.32	1.35	134.3	25.5	108.8
アサリ	三枚州	0.9	0.14	0.08	0.06	15.5	8.7	6.8
	羽田沖	1.0	0.33	0.10	0.23	33.0	9.8	23.2

表2-7-10 ダイオキシン類濃度(平成18年度)

(ND=0、単位:pg-TEQ/g)

検体番号	魚種	採取地点	調査地点番号	総脂肪 (%)	1g当たりの2, 3, 7, 8-TCDD等量濃度			脂肪1g当たりの2, 3, 7, 8-TCDD等量濃度			
					ダイオキシン類	PCDDs+PCDFs	コブラナ-PCB	ダイオキシン類	PCDDs+PCDFs	コブラナ-PCB	
1	ボラ	隅田川河口部	ST. 1	3.6	1.71	0.28	1.43	47	8	40	
2				2.3	2.10	0.19	1.91	91	8	83	
3		漁場1	ST. 2	2.0	2.47	0.21	2.26	124	10	113	
4				2.9	1.14	0.13	1.01	39	4	35	
5		漁場2	ST. 3	3.2	2.83	0.29	2.55	89	9	80	
6				1.9	2.03	0.19	1.84	107	10	97	
7				1.9	1.06	0.10	0.97	56	5	51	
8				2.6	1.21	0.19	1.02	47	7	39	
9	スズキ	隅田川河口部	ST. 1	1.8	2.17	0.32	1.85	121	18	103	
10				1.6	1.94	0.27	1.66	121	17	104	
11		漁場1	ST. 2	1.9	2.13	0.35	1.78	112	18	94	
12				1.7	1.79	0.28	1.51	105	16	89	
13		漁場2	ST. 3	1.3	1.95	0.37	1.59	150	28	122	
14				2.4	2.40	0.40	2.00	100	17	83	
15				1.4	1.92	0.33	1.59	137	23	114	
16				1.2	1.33	0.25	1.08	111	21	90	
17	マアナゴ	隅田川河口部	ST. 1	10.2	5.65	0.95	4.70	55	9	46	
18				7.0	4.13	0.63	3.50	59	9	50	
19		漁場1	ST. 2	10.6	7.50	0.84	6.67	71	8	63	
20				9.2	5.03	0.75	4.28	55	8	46	
21		漁場2	ST. 3	7.3	8.89	0.87	8.02	122	12	110	
22				12.7	5.74	1.03	4.71	45	8	37	
23				12.3	6.70	0.99	5.71	54	8	46	
24				10.5	17.77	1.83	15.94	169	17	152	
25	カレイ	隅田川河口部	ST. 1	0.7	2.45	0.22	2.23	350	32	318	
26				0.7	2.13	0.29	1.83	304	42	262	
27		漁場1	ST. 2	0.8	2.13	0.36	1.78	267	45	222	
28				1.0	1.25	0.20	1.05	125	20	105	
29		漁場2	ST. 3	1.0	3.72	0.34	3.38	372	34	338	
30				1.0	1.93	0.36	1.58	193	36	158	
31				1.0	1.38	0.26	1.12	138	26	112	
32				2.4	1.72	0.35	1.37	72	15	57	
33	アサリ	三枚州1		0.9	0.12	0.05	0.06	13	6	7	
34				0.9	0.16	0.10	0.06	17	11	7	
35				0.9	0.15	0.08	0.06	16	9	7	
36		羽田沖1		0.9	0.32	0.09	0.23	35	10	26	
37				1.0	0.32	0.09	0.23	32	9	23	
38				1.1	0.35	0.11	0.24	32	10	22	

表 2-7-11 内分泌かく乱化学物質濃度（平成 18 年度）

(ND=0、単位：μg/g(湿重量))

88

番号	生物種	採取場所		水分 (%)	脂肪分 (%)	P C B	DDT		DDE, DDD		T B T	T P T	アルキルフェノール類							ヘンソ'フエノール	アシ'ビ'ン酸 ジ'エトキシ フェノール	ヘンタクロロ フェノール	2,4-シ'クロ ロフェノール	
		地名	St.				o, p'-DDT p, p'-DDT	o, p'-DDE p, p'-DDE	o, p'-DDD p, p'-DDD	ND	ND	0.001	0.006	ND	0.002	0.002	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
1	ボラ	隅田川河口部	St. A	76.1	3.6	0.033	ND	ND	0.001	0.006	ND	0.002	0.002	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
2				76.9	2.3	0.045	ND	ND	ND	0.006	ND	0.002	0.004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
3		漁場 1	St. B	77.0	2.0	0.055	ND	0.002	ND	0.006	ND	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
4				75.4	2.9	0.029	ND	ND	ND	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
5				76.1	3.2	0.073	ND	0.003	ND	0.005	ND	0.002	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
6				77.3	1.9	0.039	0.007	0.011	ND	0.004	0.001	0.004	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
7		漁場 2	St. C	77.5	1.9	0.016	ND	0.001	ND	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
8				76.4	2.6	0.029	ND	ND	ND	0.003	ND	0.001	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
9	スズキ	隅田川河口部	St. A	78.3	1.8	0.081	ND	ND	0.001	0.006	ND	0.001	0.011	0.005	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
10				77.9	1.6	0.076	ND	ND	ND	0.005	ND	ND	0.014	0.007	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
11		漁場 1	St. B	77.8	1.9	0.085	ND	ND	0.002	0.007	ND	0.001	0.013	0.005	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
12				78.0	1.7	0.079	ND	ND	0.001	0.006	ND	0.001	0.020	0.005	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
13				77.8	1.3	0.064	ND	ND	0.001	0.006	ND	0.002	0.010	0.005	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
14				76.7	2.4	0.061	ND	ND	ND	0.005	ND	0.001	0.012	0.007	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
15		漁場 2	St. C	78.1	1.4	0.038	ND	ND	ND	0.005	ND	0.001	0.010	0.005	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
16				77.9	1.2	0.041	ND	ND	ND	0.005	ND	ND	0.012	0.006	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
17	マアナゴ	隅田川河口部	St. A	70.4	10.2	0.195	ND	0.002	ND	0.014	ND	0.003	0.004	0.005	ND	ND	ND	ND	0.03	ND	ND	ND	ND	ND
18				72.7	7.0	0.111	ND	0.001	ND	0.011	ND	0.002	0.003	0.005	ND	ND	ND	ND	0.02	ND	ND	ND	ND	ND
19		漁場 1	St. B	69.8	10.6	0.208	ND	0.002	0.001	0.014	ND	0.004	0.005	0.007	ND	ND	ND	ND	0.02	ND	ND	ND	ND	ND
20				71.0	9.2	0.120	ND	0.001	0.001	0.013	ND	0.003	0.004	0.006	ND	ND	ND	ND	0.03	ND	ND	ND	ND	ND
21				73.9	7.3	0.217	ND	0.001	0.001	0.017	ND	0.004	0.005	0.004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
22				68.3	12.7	0.142	ND	0.002	ND	0.013	ND	0.004	0.003	0.007	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
23		漁場 2	St. C	68.5	12.3	0.167	ND	0.002	ND	0.015	ND	0.004	0.004	0.004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
24				70.2	10.5	0.525	ND	0.003	0.001	0.028	0.003	0.013	0.007	0.006	ND	ND	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND
25	カレイ	隅田川河口部	St. A	81.5	0.7	0.043	ND	ND	ND	0.004	ND	ND	0.002	0.004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
26				80.3	0.7	0.078	ND	ND	ND	0.005	ND	ND	0.002	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
27		漁場 1	St. B	79.7	0.8	0.071	ND	ND	ND	0.006	ND	ND	0.002	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
28				79.2	1.0	0.041	ND	ND	ND	0.004	ND	ND	0.004	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
29				80.0	1.0	0.069	ND	ND	ND	0.008	ND	ND	0.003	0.004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
30				80.5	1.0	0.038	ND	ND	ND	0.005	ND	ND	0.002	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
31	アサリ	三枚州	St. C	79.6	1.0	0.048	ND	ND	ND	0.003	ND	ND	0.003	0.005	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
32				78.3	2.4	0.063	ND	ND	ND	0.004	ND	ND	0.003	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
33				88.9	0.9	0.005	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
34		羽田沖	St. C	88.5	0.9	0.004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
35				88.8	0.9	0.004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
36				87.3	0.9	0.013	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
37				87.5	1.0	0.015	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
38				87.3	1.1	0.015	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
検出下限値				0.001	0.001		0.001		0.001			0.001	0.001		0.0015		0.02	0.0015	0.001	0.01	0.001	0.001		

※ ND：検出せず

## 第5 流通魚介類のPCB、有機スズ等汚染実態調査

PCB（ポリ塩化ビフェニール）等の化学物質については、国の暫定規制値に基づいて魚介類の汚染状況を調査している。また、これらの物質については、平成11年より内分泌かく乱作用の観点から検出下限を1ppb(0.001mg/kg)として調査を実施した。

平成18年度の結果は以下のとおりである。

### 1 調査期間

平成18年4月から平成19年3月まで

### 2 調査の概要（表2-7-12、表2-7-13）

#### (1) 調査対象物質及び検体数（表2-7-12）

中央卸売市場に流通する魚介類116魚種の可食部180検体

表2-7-12 調査対象物質及び検体数

検査対象物質	魚種	検体数
ポリ塩化ビフェニール	104	160
トリプチルスズ	116	180
トリフェニルスズ	116	180
ドリン類	アルドリン	27
	エンドリン	27
	ディルドリン	27
クロルデン類	Trans-クロルデン	27
	Cis-クロルデン	27
	オキシクロルデン	27
	Trans-ノナクロル	27
	Cis-ノナクロル	27
合計		840

#### (2) 分析方法及び検出下限

分析方法及び検出下限分析方法及び検出下限は、表2-7-13のとおりである。

表2-7-13 分析方法及び検出下限

調査対象物質	略号	分析方法
ポリ塩化ビフェニール	PCB	溶媒抽出、GC/ECD法
トリプチルスズ	TBT	溶媒抽出、GC/FPD法
トリフェニルスズ	TPT	溶媒抽出、GC/FPD法
アルドリン	-	溶媒抽出、GC/MS法
エンドリン	-	溶媒抽出、GC/MS法
ディルドリン	-	溶媒抽出、GC/MS法
Trans-クロルデン	-	溶媒抽出、GC/MS法
Cis-クロルデン	-	溶媒抽出、GC/MS法
オキシクロルデン	-	溶媒抽出、GC/MS法
Trans-ノナクロル	-	溶媒抽出、GC/MS法
Cis-ノナクロル	-	溶媒抽出、GC/MS法

### 3 調査機関

健康安全研究センター

### 4 調査結果（表2-7-14から表2-7-20）

各物質の検出結果は表2-7-14、表2-7-15のとおりで

ある。なお、魚種毎の検出結果は、表2-7-16から表2-7-20のとおりである。

#### (1) ポリ塩化ビフェニール（PCB）

160検体中104検体(65.0%)からポリ塩化ビフェニールを検出した。最大値は、スズキの682ppbであった。

近海性魚介類と遠海性魚介類\*に分類して比較してみると、近海性魚介類は、71魚種中42魚種(59.2%)からPCBが検出され、検出値の平均値は57.9ppbであった。遠海性魚介類は、33魚種中18魚種(54.5%)からPCBが検出され、検出値の平均値は9.7ppbであった。

\* 近海性魚介類と遠海性魚介類の分類は、昭和47年8月24日付環食第442号「食品中に残留するPCBの規制について」を参考にした。なお、近海性魚介類には輸入魚介類が含まれるため、日本国湾岸だけでなく各国の湾岸の影響を受けていると考えられる。

#### (2) トリプチルスズ（TBT）

180検体中157検体(87.2%)からトリプチルスズを検出した。最大値は、スズキの120ppbであった。近海性魚介類と遠海性魚介類\*に分類して比較してみると、近海性魚介類は82魚種中77魚種(93.9%)からTBTが検出され、検出値の平均値は6.2ppbであった。遠海性魚介類は、34魚種中24魚種(70.6%)からTBTが検出され、検出値の平均値は2.8ppbであった。

#### (3) トリフェニルスズ（TPT）

180検体中101検体(56.1%)からトリフェニルスズを検出した。最大値は、サワラの58ppbであった。近海性魚介類と遠海性魚介類\*に分類して比較してみると、近海性魚介類は、82魚種中37魚種(45.1%)からTPTが検出され、検出値の平均値は5.3ppbであった。遠海性魚介類は、34魚種中18魚種(52.9%)からTPTが検出され、検出値の平均値は3.2ppbであった。

#### (4) 農薬類

##### ア ドリン類

120 検体を検査したが検出した検体はなかった。

#### イ クロルデン類

Trans-クロルデン、Cis-クロルデン、Trans-ノナクロル及びCis-ノナクロルの4物質が、200検体中33検体から1~3ppbの範囲で検出され、検出率も昨年度に比べ高かった。なお、オキシクロルデンは検出されなかった。

#### 5 まとめ

(1) PCBは160検体中104検体(65.0%)、TBTは180検体中157検体(87.2%)、TPTは180検体中101検体(56.1%)から検出した。PCBの平均値は前年度に比べ高値であったが、魚種の違いや値のばらつきもあり、明確な差異はみられなかった。TBT及びTPTの平均検出値はほぼ平年並みで

ある。(昨年度の検出率はPCB 53.1%、TBT 76.9%及びTPT 54.4%)。

- (2) ドリン類(3種類)は40検体全て検出されなかった。またクロルデン類(5種類)のうち、オキシクロルデンは40検体全て検出されなかつたがTrans-クロルデン8検体(20.0%)、Cis-クロルデン11検体(27.5%)、Trans-ノナクロル13検体(32.5%)及びCis-ノナクロル1検体(2.5%)から検出した。(昨年度はTrans-クロルデン2.5%、Cis-クロルデン22.5%、Trans-ノナクロル20.0%及びCis-ノナクロル2.5%)。
- (3) 近海性魚介類と遠海性魚介類に分類して平均検出率を比較するとPCB、TBT及びTPTはすべて近海性魚介類が高かった。

表2-7-14 平成18年度流通魚介類の実態調査結果(ND=0、単位: ppb)

物質名	検体数	検出数	検出率 %	検出結果			平成17年度	
				最大	最小	平均値	検出率 (%)	平均値
ポリ塩化ビフェニール	160	104	65.0	682	ND	45.8	53.1	20.7
トリブチルスズ	180	157	87.2	120	ND	5.4	76.9	4.8
トリフェニルスズ	180	101	56.1	58	ND	4.8	54.4	4.7
ドリン類	アルドリン	40	0	-	ND	ND	-	-
	エンドリン	40	0	-	ND	ND	-	-
	ディルドリン	40	0	-	ND	ND	-	-
クロルデン類	Trans-クロルデン	40	8	20.0	2	ND	0.2	2.5
	Cis-クロルデン	40	11	27.5	2	ND	0.4	22.5
	オキシクロルデン	40	0	-	ND	ND	-	-
	Trans-ノナクロル	40	13	32.5	3	ND	0.4	20.0
	Cis-ノナクロル	40	1	2.5	1	ND	0	2.5

表2-7-15 近海性魚介類及び遠海性魚介類の比較(単位: ppb)

物質名	分類	検査魚種数	検出魚種数	検出率 (%)	平均検出値
ポリ塩化ビフェニール	全 体	104	60	57.7	45.8
	近海性魚介類	71	42	59.2	57.9
	遠海性魚介類	33	18	54.5	9.7
トリブチルスズ	全 体	116	101	87.1	5.4
	近海性魚介類	82	77	93.9	6.2
	遠海性魚介類	34	24	70.6	2.8
トリフェニルスズ	全 体	116	55	47.4	4.8
	近海性魚介類	82	37	45.1	5.3
	遠海性魚介類	34	18	52.9	3.2

表 2-7-16 流通魚介類のP C B 検出結果

(ND=0、単位: ppb)

魚種	検体数	最大値	最小値	平均	分類	魚種	検体数	最大値	最小値	平均	分類
アイナメ	2	11	2	6.5	近	スズキ	28	682	6	225.1	近
アオダイ	1	ND	ND	—	近	スミイカ	1	ND	ND	—	近
アオハタ	1	2	2	2.0	遠	スルメイカ	2	ND	ND	—	遠
アカアマダイ	1	ND	ND	—	近	ソコイトヨリダイ	1	2	2	2.0	近
アカガイ	3	ND	ND	—	近	タイラギ	1	ND	ND	—	近
アカカマス	1	16	16	16.0	遠	タカベ	1	ND	ND	—	近
アカシタビラメ	1	3	3	3.0	遠	タチウオ	2	32	8	20.0	近
アカニシガイ	1	1	1	1.0	近	チゴダラ	1	ND	ND	—	近
アカムツ	1	3	3	3.0	遠	トクビレ	1	6	6	6.0	近
アグマキガイ	1	ND	ND	—	近	トコブシ	1	ND	ND	—	近
アコウダイ	1	14	14	14.0	近	トビウオ	1	5	5	5.0	遠
アサバガレイ	1	ND	ND	—	遠	トリガイ	1	ND	ND	—	近
アナゴ	1	13	13	13.0	近	ナミガイ	1	ND	ND	—	近
アユ	2	4	1	2.5	近	ニジマス	1	ND	ND	—	近
アンコウ	1	ND	ND	—	遠	ニシン	1	12	12	12.0	遠
イイダコ	1	ND	ND	—	近	ニベ	1	ND	ND	—	遠
イサキ	1	9	9	9.0	近	ババガレイ	1	ND	ND	—	遠
イシガキダイ	1	35	35	35.0	近	ハマグリ	2	ND	ND	—	近
イシガレイ	1	ND	ND	—	遠	ハマダイ	1	ND	ND	—	近
イシダイ	1	6	6	6.0	近	ハマチ	1	85	85	85.0	近
イトヨリダイ	1	2	2	2.0	近	ハモ	2	34	ND	17.0	近
イワガキ	2	2	1	1.5	近	ヒメザザエ	1	ND	ND	—	近
イワナ	1	ND	ND	—	近	ヒラメ	3	3	ND	1.0	遠
インドエビ	1	ND	ND	—	近	ブリ	3	46	7	26.0	近
ウシエビ	1	ND	ND	—	遠	ホウボウ	1	3	3	3.0	近
ウスメバル	1	ND	ND	—	近	ホタテガイ	2	ND	ND	—	近
ウナギ	1	4	4	4.0	近	ホッコクアカエビ	1	ND	ND	—	遠
エゾアワビ	1	ND	ND	—	近	ボラ	1	10	10	10.0	近
エゾボラ	1	ND	ND	—	近	マアジ	2	7	3	5.0	近
カツオ	1	2	2	2.0	遠	マイワシ	2	80	3	5.5	遠
カンパチ	1	13	13	13.0	近	マガキ	2	18	1	9.5	近
キチヌ	1	8	8	8.0	近	マカジキ	1	4	4	4.0	遠
キビナゴ	1	ND	ND	—	近	マコガレイ	1	2	2	2.0	遠
ギンザケ	1	ND	ND	—	遠	マサバ	2	28	7	17.5	遠
キンメダイ	1	21	21	21.0	近	マスノスケ	1	3	3	3.0	遠
クロソイ	1	2	2	2.0	近	マダイ	3	17	ND	6.0	近
クロダイ	1	7	7	7.0	近	マダラ	1	ND	ND	—	遠
クロマグロ	3	209	8	86.0	遠	マナガツオ	1	7	7	7.0	遠
クロムツ	2	17	15	16.0	近	マナマコ	1	1	1	1.0	近
ケンサキイカ	1	1	1	1.0	近	ミズダコ	1	ND	ND	—	近
コショウダイ	1	16	16	16.0	近	ミンククジラ	1	14	14	14.0	遠
コノシロ	2	33	9	21.0	近	ムラサキイガイ	1	2	2	2.0	近
サケ	1	3	3	3.0	遠	メイタガレイ	1	ND	ND	—	遠
サザエ	2	ND	ND	—	近	メゴチ	1	2	2	2.0	近
サヨリ	1	21	21	21.0	近	メダイ	2	4	3	3.5	近
サワラ	3	27	ND	11.0	近	メバル	1	1	1	1.0	近
サンマ	1	4	4	4.0	遠	モンゴウイカ	1	ND	ND	—	遠
シジミ	1	ND	ND	—	近	ヤナギムシカレイ	1	ND	ND	—	遠
シバエビ	1	ND	ND	—	近	ヤマメ	1	2	2	2.0	近
シロアマダイ	2	ND	ND	—	近	ヤリイカ	1	ND	ND	—	遠
シロギス	1	12	12	12.0	近	ヨロイイタチウオ	1	ND	ND	—	近
スケトウダラ	1	ND	ND	—	遠	ワカサギ	1	8	8	8.0	近
					総計		160	682	ND	45.8	

表 2-7-17 流通魚介類のTBT検出結果

(ND=0、単位: ppb)

魚種	検体数	最大値	最小値	平均	分類	魚種	検体数	最大値	最小値	平均	分類
アイナメ	2	2	ND	1.0	近	シロアマダイ	2	1	ND	0.5	近
アオダイ	1	ND	ND	—	近	シロギス	1	2	2	2.0	近
アオハタ	1	ND	ND	—	遠	スケトウダラ	1	ND	ND	—	遠
アオメエソ	1	3	3	3.0	近	スズキ	28	120	3	16.3	近
アカアマダイ	1	1	1	1.0	近	スマイカ	1	1	1	1.0	近
アカガイ	3	5	3	4.0	近	スルメイカ	2	7	2	4.5	遠
アカカマス	1	4	4	4.0	遠	ソコイトヨリダイ	1	3	3	3.0	近
アカシタビラメ	1	ND	ND	—	遠	タイラギ	1	1	1	1.0	近
アカニシガイ	1	5	5	5.0	近	タカベ	1	1	1	1.0	近
アカムツ	1	ND	ND	—	遠	タチウオ	2	8	8	8.0	近
アグマキガイ	1	6	6	6.0	近	チゴダラ	1	ND	ND	—	近
アコウダイ	1	1	1	1.0	近	チダイ	1	2	2	2.0	近
アサバガレイ	1	ND	ND	—	遠	トクビレ	1	1	1	1.0	近
アサリ	1	3	3	3.0	近	トコブシ	1	ND	ND	—	近
アナゴ	1	1	1	1.0	近	トビウオ	2	5	2	3.5	遠
アユ	2	1	ND	0.5	近	トリガイ	1	8	8	8.0	近
アンコウ	1	2	2	2.0	遠	ナミガイ	1	1	1	1.0	近
イイダコ	1	6	6	6.0	近	ニジマス	1	3	3	3.0	近
イサキ	1	3	3	3.0	近	ニシン	2	4	2	3.0	遠
イシガキダイ	1	3	3	3.0	近	ニベ	1	7	7	7.0	遠
イシガレイ	1	3	3	3.0	遠	パパガレイ	1	2	2	2.0	遠
イシダイ	1	2	2	2.0	近	ハマグリ	2	6	4	4.0	近
イトヨリダイ	1	1	1	1.0	近	ハマダイ	1	2	2	2.0	近
イボダイ	1	6	6	6.0	近	ハマチ	1	7	7	7.0	近
イワガキ	2	8	6	7.0	近	ハモ	2	20	3	11.5	近
イワナ	2	2	1	1.5	近	ヒメザザエ	1	2	2	2.0	近
インドエビ	1	3	3	3.0	近	ヒラメ	3	4	2	3.0	遠
ウシエビ	1	ND	ND	—	遠	ブリ	3	4	4	4.0	近
ウスマバル	1	3	3	3.0	近	ホウボウ	2	2	ND	1.0	近
ウナギ	1	ND	ND	—	近	ホタテガイ	2	7	5	6.0	近
ウバガイ	1	6	6	6.0	近	ホッコクアカエビ	1	4	4	4.0	遠
ウマヅラハギ	1	2	2	2.0	近	ボラ	1	5	5	5.0	近
エゾアワビ	1	1	1	1.0	近	マアジ	2	1	ND	1.0	近
エゾバイ	1	ND	ND	—	近	マイワシ	2	5	3	5.0	遠
エゾボラ	1	7	7	7.0	近	マガキ	2	30	24	27.0	近
エッチュウバイ	1	4	4	4.0	近	マカジキ	1	4	4	4.0	遠
カツオ	1	2	2	2.0	遠	マコガレイ	1	ND	ND	—	遠
カマス	1	4	4	4.0	近	マゴチ	1	2	2	2.0	遠
カンパチ	2	5	2	3.5	近	マサバ	2	5	4	4.5	遠
キチヌ	1	2	2	2.0	近	マスノスケ	1	2	2	2.0	遠
キビナゴ	1	5	5	5.0	近	マダイ	3	2	1	1.7	近
ギンザケ	1	2	2	2.0	遠	マダラ	2	3	2	2.5	遠
キンメダイ	1	1	1	1.0	近	マナガツオ	1	10	10	10.0	遠
クロソイ	1	3	3	3.0	近	マナマコ	1	1	1	1.0	近
クロダイ	1	2	2	2.0	近	ミズダコ	1	15	15	15.0	近
クロマグロ	3	7	6	6.7	遠	ミルクイ	1	7	7	7.0	近
クロムツ	2	3	2	2.5	近	ミンククジラ	1	3	3	3.0	遠
ケンサキイカ	1	2	2	2.0	近	ムラサキイガイ	1	8	8	8.0	近
コショウダイ	1	1	1	1.0	近	メイタガレイ	1	ND	ND	—	遠
コノシロ	2	2	ND	1.0	近	メゴチ	1	1	1	1.0	近
サケ	1	1	1	1.0	遠	メダイ	2	2	1	1.5	近
サザエ	2	2	ND	1.0	近	メバル	1	3	3	3.0	近
サヨリ	1	2	2	2.0	近	モンゴウイカ	1	ND	ND	—	遠
サラガイ	1	3	3	3.0	近	ヤナギムシカラレイ	1	ND	ND	—	遠
サワラ	3	11	7	7.0	近	ヤマメ	2	1	ND	0.5	近
サンマ	1	1	1	1.0	遠	ヤリイカ	1	3	3	3.0	遠
シジミ	1	1	1	1.0	近	ヨロイイタチウオ	1	1	1	1.0	近
シバエビ	1	3	3	3.0	近	ワカサギ	2	5	1	3.0	近
総計						180	120	ND	5.4		

表 2-7-18 流通魚介類のT P T検出結果

(ND=0、単位: ppb)

魚種	検体数	最大値	最小値	平均	分類	魚種	検体数	最大値	最小値	平均	分類
アイナメ	2	19	5	12.0	近	シロアマダイ	2	14	12	13.0	近
アオダイ	1	4	4	4.0	近	シロギス	1	7	7	7.0	近
アオハタ	1	11	11	11.0	遠	スケトウダラ	1	ND	ND	—	遠
アオメエソ	1	3	3	3.0	近	スズキ	28	12	3	6.8	近
アカアマダイ	1	4	4	4.0	近	スミイカ	1	ND	ND	—	近
アカガイ	3	8	ND	2.7	近	スルメイカ	2	ND	ND	—	遠
アカカマス	1	18	18	18.0	遠	ソコイトヨリダイ	1	10	10	10.0	近
アカシタビラメ	1	ND	ND	—	遠	タイラギ	1	ND	ND	—	近
アカニシガイ	1	ND	ND	—	近	タカベ	1	ND	ND	—	近
アカムツ	1	13	13	13.0	遠	タチウオ	2	12	11	11.5	近
アグマキガイ	1	ND	ND	—	近	チゴダラ	1	ND	ND	—	近
アコウダイ	1	7	7	7.0	近	チダイ	1	5	5	5.0	近
アサバガレイ	1	ND	ND	—	遠	トクビレ	1	ND	ND	—	近
アサリ	1	ND	ND	—	近	トコブシ	1	8	8	8.0	近
アナゴ	1	6	6	6.0	近	トビウオ	2	3	ND	1.5	遠
アユ	2	ND	ND	—	近	トリガイ	1	ND	ND	—	近
アンコウ	1	5	5	5.0	遠	ナミガイ	1	ND	ND	—	近
イイダコ	1	ND	ND	—	近	ニジマス	1	ND	ND	—	近
イサキ	1	7	7	7.0	近	ニシン	2	3	1	2.0	遠
イシガキダイ	1	ND	ND	—	近	ニベ	1	3	3	3.0	遠
イシガレイ	1	1	1	1.0	遠	パパガレイ	1	3	3	3.0	遠
イシダイ	1	ND	ND	—	近	ハマグリ	2	ND	ND	—	近
イトヨリダイ	1	8	8	8.0	近	ハマダイ	1	ND	ND	—	近
イボダイ	1	ND	ND	—	近	ハマチ	1	ND	ND	—	近
イワガキ	2	ND	ND	—	近	ハモ	2	38	24	31.0	近
イワナ	2	ND	ND	—	近	ヒメザザエ	1	ND	ND	—	近
インドエビ	1	ND	ND	—	近	ヒラメ	3	6	4	5.0	遠
ウシエビ	1	ND	ND	—	遠	ブリ	3	26	4	12.0	近
ウスマバル	1	ND	ND	—	近	ホウボウ	2	7	ND	3.5	近
ウナギ	1	ND	ND	—	近	ホタテガイ	2	ND	ND	—	近
ウバガイ	1	ND	ND	—	近	ホッコクアカエビ	1	5	5	5.0	遠
ウマヅラハギ	1	ND	ND	—	近	ボラ	1	ND	ND	—	近
エゾアワビ	1	2	2	2.0	近	マアジ	2	6	ND	3.0	近
エゾバイ	1	ND	ND	—	近	マイワシ	2	5	ND	2.5	遠
エゾボラ	1	ND	ND	—	近	マガキ	2	4	2	3.0	近
エッチュウバイ	1	ND	ND	—	近	マカジキ	1	8	8	8.0	遠
カツオ	1	ND	ND	—	遠	マコガレイ	1	ND	ND	—	遠
カマス	1	13	13	13.0	近	マゴチ	1	5	5	5.0	遠
カンパチ	2	13	6	9.5	近	マサバ	2	10	5	7.5	遠
キチヌ	1	8	8	8.0	近	マスノスケ	1	ND	ND	—	遠
キビナゴ	1	ND	ND	—	近	マダイ	3	5	ND	2.3	近
ギンザケ	1	ND	ND	—	遠	マダラ	2	3	ND	1.5	遠
キンメダイ	1	10	10	10.0	近	マナガツオ	1	4	4	4.0	遠
クロソイ	1	2	2	2.0	近	マナマコ	1	ND	ND	—	近
クロダイ	1	2	2	2.0	近	ミズダコ	1	ND	ND	—	近
クロマグロ	3	9	3	6.0	遠	ミルクイ	1	ND	ND	—	近
クロムツ	2	44	12	28.0	近	ミンククジラ	1	ND	ND	—	遠
ケンサキイカ	1	ND	ND	—	近	ムラサキイガイ	1	ND	ND	—	近
コショウダイ	1	3	3	3.0	近	メイタガレイ	1	ND	ND	—	遠
コノシロ	2	ND	ND	—	近	メゴチ	1	ND	ND	—	近
サケ	1	ND	ND	—	遠	メダイ	2	3	3	3.0	近
ザザエ	2	ND	ND	—	近	メバル	1	2	2	2.0	近
サヨリ	1	3	3	3.0	近	モンゴウイカ	1	ND	ND	—	遠
サラガイ	1	ND	ND	—	近	ヤナギムシカレイ	1	ND	ND	—	遠
サワラ	3	58	15	37.0	近	ヤマメ	2	ND	ND	—	近
サンマ	1	ND	ND	—	遠	ヤリイカ	1	ND	ND	—	遠
シジミ	1	ND	ND	—	近	ヨロイイタチウオ	1	20	20	20.0	近
シバエビ	1	ND	ND	—	近	ワカサギ	2	4	ND	2.0	近
					総計		180	58	ND	4.8	

表 2-7-19 流通魚介類のドリン類検出結果 (ND=0、単位: ppb)

魚種	検体数	アルドリン	エンドリン	ディルドリン	分類
アオメエソ	1	ND	ND	ND	近
アカガイ	2	ND	ND	ND	近
アカカマス	1	ND	ND	ND	近
アカムツ	1	ND	ND	ND	遠
アサバガレイ	1	ND	ND	ND	遠
アンコウ	1	ND	ND	ND	遠
イイダコ	1	ND	ND	ND	近
イシガキダイ	1	ND	ND	ND	近
イシダイ	1	ND	ND	ND	近
ウマヅラハギ	1	ND	ND	ND	近
カツオ	1	ND	ND	ND	遠
カンパチ	1	ND	ND	ND	近
クロマグロ	3	ND	ND	ND	遠
クロムツ	1	ND	ND	ND	近
コノシロ	1	ND	ND	ND	近
サワラ	1	ND	ND	ND	近
スズキ	10	ND	ND	ND	近
ニベ	1	ND	ND	ND	遠
ハモ	2	ND	ND	ND	近
ブリ	1	ND	ND	ND	近
ホウボウ	1	ND	ND	ND	近
マイワシ	1	ND	ND	ND	遠
マガキ	1	ND	ND	ND	近
マカジキ	1	ND	ND	ND	遠
マゴチ	1	ND	ND	ND	遠
ミンククジラ	1	ND	ND	ND	遠
ムラサキイガイ	1	ND	ND	ND	近
総計	40	ND	ND	ND	

表 2-7-20 流通魚介類のクロルデン類検出結果

(単位: ND=0、 ppb)

魚種	検体数	検査結果												分類	
		t-クロルデン			c-クロルデン			t-ノナクロル			c-ノナクロル				
		最大値	最小値	平均											
アオメエソ	1	ND	ND	-	ND	ND	-	1	1	1.0	ND	ND	-	近	
アカガイ	2	ND	ND	-	近										
アカカマス	1	ND	ND	-	近										
アカムツ	1	ND	ND	-	遠										
アサバガレイ	1	ND	ND	-	遠										
アンコウ	1	ND	ND	-	遠										
イイダコ	1	ND	ND	-	近										
イシガキダイ	1	ND	ND	-	近										
イシダイ	1	ND	ND	-	近										
ウマヅラハギ	1	ND	ND	-	近										
カツオ	1	ND	ND	-	遠										
カンパチ	1	ND	ND	-	近										
クロマグロ	3	ND	ND	-	ND	ND	-	1	ND	0.3	ND	ND	-	遠	
クロムツ	1	ND	ND	-	1	1	1.0	1	1	1.0	ND	ND	-	近	
コノシロ	1	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0	ND	ND	-	近	
サワラ	1	ND	ND	-	近										
スズキ	10	2	ND	0.7	2	ND	1.0	3	ND	1.2	1	ND	0.1	近	
ニベ	1	ND	ND	-	遠										
ハモ	2	ND	ND	-	ND	ND	-	1	1	1.0	ND	ND	-	近	
ブリ	1	1	1	1.0	2	2	2.0	ND	ND	-	ND	ND	-	近	
ホウボウ	1	ND	ND	-	近										
マイワシ	1	ND	ND	-	遠										
マガキ	1	ND	ND	-	近										
マカジキ	1	ND	ND	-	遠										
マゴチ	1	ND	ND	-	遠										
ミンククジラ	1	ND	ND	-	遠										
ムラサキイガイ	1	ND	ND	-	近										
総計	40	2	ND	0.2	2	ND	0.4	3	ND	0.4	1	ND	ND		

※オキシクロルデンはすべての魚介類から検出していない

## 第6 汚染米調査

カドミウム、農薬等に汚染された米穀の都内流通を防止するため、都内搬入時点（倉庫・工場）で米穀を採取し、カドミウム、農薬等の含有量検査を実施している。玄米のカドミウム濃度の安全基準は、食品衛生法上は1.0ppm未満となっているが、東京都では農林水産省総合食料局長通知に基づき、0.4ppm以上のカドミウムを検出した場合、当該都内在庫米の流通停止措置並びに産地県に対する土壌・水質検査及び土壌改良対策等の措置を要請し、汚染米流通の未然防止を図っている。

### 1 分析対象品目

都内搬入米穀

### 2 商品の採取先

都内の卸問屋

### 3 商品の採取期間

平成18年6月から平成19年2月まで

### 4 分析機関

健康安全研究センター

### 5 分析実施期間

平成18年6月から平成19年2月まで

### 6 検査結果（表2-7-24）

187検体についてカドミウム濃度を検査した結果、食品衛生法に違反するものはなかった。

なお、農薬22検体についても検査した結果、3検体から検出されたが、基準値未満だった。

表2-7-24

項目	カドミウム	農薬
総検体数 (209検体)	187検体	22検体
検出検体数	176 (ND=11)	3
基準値超過 検体数	0	0
最高値～ 最低値 (ppm)	0.38～ND	0.01～0

NDは、検出下限値(0.01ppm)未満のもの。

農薬の検査項目：50項目

有機塩素系農薬3項目、有機リン系農薬25項目、

カーバメイト系農薬10項目、その他の農薬12項目

## 第8節 JAS法及び健康増進法に基づく食品表示対策

食肉の偽装表示事件等を契機として、消費者の食品表示に対する関心は著しい高まりをみせている。東京都ではこのような状況においてより効果的に業務を推進するため、平成15年4月に、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）の食品表示に係る業務を生活文化局から健康局に移管し、食品表示について一元的に対応できる体制を整えた。さらに、平成17年3月に策定した「東京都食品安全推進計画」の中で、「食品表示を通じて正確な情報を都民へ提供する」ことを目的としたプランを掲げ、この一環として「食品の適正表示推進者等育成事業」を開始した。以後、食品衛生法関係各部署との連携の下、事業者に対するJAS法に基づく表示の調査、指導等を行うとともに、普及啓発に努めている。

また、現在の消費者の健康志向を反映し、栄養成分等の表示に対する関心も高まっている。従来、栄養改善法に規定されていた栄養成分等に関する表示については、平成15年5月1日から施行された健康増進法に引き継がれている。健康増進法に基づく食品の表示についても、制度の普及啓発とともに、食品衛生法関係各部署等と連携を図りながら相談指導等を実施している。

### 第1 JAS法に基づく表示の適正化

消費者の商品選択に資するため、JAS法に基づく品質表示基準が定められており、生鮮食品については名称及び原産地を、加工食品においては名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、製造者等の表示が義務付けられている。これらの表示が適正に行われるよう、普及啓発や立入調査を行っている。

#### 1 指導・相談（表2-8-1）

事業者からの表示方法に関する相談を電話等により受け付けている。また、不適正な表示を行っている事業者に対して、適正な表示を行うよう指導を行っている。

平成15年度からは監視指導体制を強化し、食品監視課職員及び健康安全研究センターの食品衛生監視員による立入調査を実施している。また、平成16年度からは保健所等においても表示指導業務を実施している。

表2-8-1

項目	年間件数
口頭指導・相談	3,146件
指示・文書指導	13件

### 2 消費生活調査員による表示調査

食品の表示状況を消費者が監視することにより、表示の適正化を図るために調査として、消費生活調査員制度（生活文化局所管）に基づき委嘱された都民200人からなる消費生活調査員による店頭調査を実施している。表示すべき事項が適正に表示されているか否かについて、消費者の視点から調査し、疑義のある事例については食品監視課が個別に指導を行っている。

なお、平成18年度は1,639店舗を調査し、40件の指導を行った。

### 3 普及啓発

消費者に正確な情報が伝えられるよう、事業者等に対して表示に関する説明会等を随時開催し、表示制度の普及啓発を行っている（表2-8-2）。また、都民からの表示に関する苦情及び問合せについても対応している。

表2-8-2

説明会	回数
事業者・消費者を対象とした表示説明会	10回
消費生活調査員研修会	2回

#### 4 食品の適正表示推進者の育成

平成17年度より、「食品の適正表示推進者等育成事業」を開始し、「食品の適正表示推進者育成講習会」を通じて、各事業施設において適正表示を推進する核となる人材を育成することとした。(表2-8-3)

##### (1) 講習会対象者

都内の食品製造業、輸入業、問屋業、スーパー、デパート等の食品関係従事者

##### (2) 講習会の内容

- ア 食品表示に関する主な法令（食品衛生法、JAS法、健康増進法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）の解説
- イ 表示作成に関する事例検討
- ウ その他（質疑応答等）

表2-8-3

回数(年月日)	会場	登録者数※
第1回(18年7月26日)	都民ホール	193人
第2回(18年11月1日)	立川市女性 総合センターホール	165人
第3回(19年2月21日)	都民ホール	217人
計		575人

※登録者 講習会を受講し、「食品の適正表示推進者」として登録された者

#### 第2 DNA鑑定等による食品の科学的検証

##### 1 米穀における品質表示の検証

袋詰米穀の表示はJAS法に基づき販売者が責任を持って行うこととなっている。米は外見からだけでは品種、産地、産年等を見分ける事が困難であることから、DNA鑑定等科学的検証に基づく調査を行い、JAS法に基づいた表示の適正化を図っている。

##### (1) 分析対象品目

産地、品種、産年が单一の袋詰玄米及び精米

##### (2) 商品の購入先

都内小売店（スーパー・マーケット、デパート、米穀店等）

##### (3) 商品の購入期間

平成18年7、8月（前期）及び10、11月（後期）

##### (4) 実施及び分析機関

民間検査機関

##### (5) 分析実施期間

平成18年8、9月及び11、12月

##### (6) 分析方法

袋詰米穀のDNA鑑定による品種判定を行った。一次鑑定として表示の品種と100%一致しているかを確認し、表示と異なる品種が入っていた場合に、二次鑑定として品種を判定した。

##### (7) 判定結果に基づいた事業者指導（表2-8-4）

表示されていた品種と中身が不一致であった12件の袋詰精米のうち、都域業者については、立入調査等を実施し、必要に応じて文書等により指導した。また、他県業者及び広域業者については、関係部署に対して情報提供を行った。

表2-8-4

名称	品種	検体数	適正数	不適正数
精米	単一品種 100%	200件	188件	12件

注 不適正数にはロットの異なる同一アイテムを含む。

## 2 生鮮牛肉に係る表示検証

畜産物（生鮮食品）については、JAS法に基づき名称、原産地の表示及び表示禁止事項が定められている。これにより、適正な表示を確保するため、都内に流通する対象商品を試買し、DNA鑑定を行う。

### (1) 分析対象品目

黒毛和牛又は黒毛和種と表示され販売されている生鮮牛肉で、1枚肉又はブロック肉のもの

### (2) 商品の購入先

都内小売店（スーパーマーケット、デパート等）及びインターネット販売からの購入

### (3) 商品の購入期間

平成18年12月15日から平成19年1月12日まで

### (4) 分析機関

民間検査機関

### (5) 分析実施期間

平成18年12月から平成19年2月まで

### (6) 分析方法

検体の遺伝子検査により、黒毛和種かどうかの判別を行った。

### (7) 判定結果に基づいた事業者指導（表2-8-5）

インターネット販売から購入した10件のうち2件に「黒毛和種である確率は極めて低い」との判定結果が示された。

この2件のうち、都域業者については、立入調査等を実施し文書により指導した。また、広域業者については、農林水産省に対して情報提供を行った。

表2-8-5

名称	品種	検体数	適正数	不適正数
生鮮牛肉	黒毛和種	50件	48件	2件

## 第3 遺伝子組換え食品の表示検証

JAS法に基づく遺伝子組換え食品に係る表示内容を確認するための科学的検証を行う。

### 1 分析対象品目

大豆、とうもろこしの加工品 15品目 79検体

### 2 商品の購入先

都内のスーパーマーケット、デパート、小売店等

### 3 商品の購入期間

平成18年7月から9月まで

### 4 分析機関

健康安全研究センター

### 5 分析実施期間

平成18年7月から11月まで

### 6 分析方法

JAS分析試験ハンドブック遺伝子組換え食品検査・分析マニュアル※<sub>1</sub>に準拠し、定性分析を行った後、検出された検体について定量分析を行った。

※<sub>1</sub> 独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおいて、遺伝子組換え食品の検査分析方法の標準化のために作成した分析マニュアルである。

定性分析とは遺伝子組換え原料由来のDNAの有無を判定するものであり、定量分析とは、検体原料中に含まれる遺伝子組換え原料の割合を判定するものである。

### 7 検査結果（表2-8-6）

(1) 分析対象の15品目79検体のうち、4品目4検体から安全性審査済み遺伝子組換え食品に含まれる遺伝子を検出したが、いずれも5%以下の含有量であり、5%を超える検体はなかった。

(2) 安全性審査済み遺伝子組換え食品に含まれる遺伝子を検出した4検体について、分別流通生産管理（IPハンドリング）※<sub>2</sub>の実施状況を確認したところ、いずれも適正に行われていた。

※<sub>2</sub> 分別流通生産管理とは、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう。

\* 遺伝子組換え原料の混入率が 5%以下の場合、I Pハンドリングが適正に行われ、遺伝子組換え原料の混入が意図的に行われていないときは、意図せざる混入として、JAS法上は「遺伝子組換え」に関する表示をしなくてもよいとされている。

表 2-8-6

(平成 18 年度)

対象品目	項目	検体数	検査結果			
			検出せず	5%以下の検出	5%を超える検出	検査不能*
大豆加工品	きな粉	3	3			
	大豆水煮	2	2			
	豆腐	19	10	1		8
	凍豆腐	2	1			1
	ゆば	2	2			
	豆乳類	1	1			
	煮豆	1	1			
	生揚げ	7		1		6
	その他大豆加工品	3	2			1
小計		40	22	2	0	16
とうもろこし加工品	スイートコーン	19	16			3
	スナック菓子	9	7	1		1
	スープ	3	1			2
	ポップコーン	5	4			1
	コーングリッツ	2		*11		1
	コーンスターク	1				1
小計		39	28	2	0	9
合計		79	50	4	0	25

\* 加工度合が高い、あるいは残存遺伝子の割合が低い等の理由により検査不能なもの

※1 1 検体から Bt11 が検出されたので、これについて安全性未審査の Bt10 を含んでいる可能性も考慮して検査したが、検出しなかった。

#### 第4 健康増進法に基づく表示の適正化

健康増進法に基づく表示に関する規定として、栄養表示基準と特別用途食品制度がある。栄養表示基準は食品の栄養成分に関する適切な情報を広く提供することにより、食を通じた健康づくりを推進することを目的に導入された制度で、一般の消費者に販売する加工食品等に日本語で栄養成分・熱量に関する表示をする場合に適用される基準である。栄養表示基準には、特定の栄養成分を含むものとして厚生労働大臣が定める基準を満たしている場合、当該栄養成分の機能を表示することができる「栄養機能食品」についても規定されている。

特別用途食品制度とは、病者用等の特別の用途に適する旨の表示をする食品について、国民が安心して利用できるようにその表示事項を厚生労働大臣が許可する制度であり、特定の保健の用途に役立つ旨の表示を行う特定保健用食品も特別用途食品に含まれる。なお食品衛生法においては、栄養機能食品及び特定保健用食品を併せて「保健機能食品」と総称している。

また、平成15年8月から健康増進法の一部改正により、健康の保持増進効果等について著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示を禁止する事が盛り込まれた。

これらの制度の普及啓発及び相談指導により、表示の適正化を図っている。

##### 1 相談指導等

栄養表示基準等について、パンフレット「食品に栄養表示するときは……」（平成17年度改定第5版 6500部）やホームページ「食品衛生の窓」（食品の栄養成分表示）等により、制度の普及啓発を図るとともに制度の適正な活用のための相談指導等を保健所等で行っている。

また、健康の保持増進効果に関する虚偽・誇大広告の

禁止に関しても、ホームページ等により情報提供を行うとともに、広告の適正化に向け営業者に対する相談指導等を保健所等で行っている。

平成18年度の相談件数は、798件であった（健康安全課及び都保健所における実施件数。区部は含まない。）。

##### 2 特別用途食品（特定保健用食品を含む。）表示許可申請の経由事務及び許可食品の監視指導

営業者に対し申請に係る相談指導を行うとともに、厚生労働大臣への許可申請の経由事務を行っている。また、許可された食品に対する指導等を併せて実施している。

##### 3 表示検査

制度の適正な普及、表示の適正化及び品質の確保のため、店頭で販売されている食品の成分及び表示について検査を行い、必要に応じて指導等を行っている。

###### (1) 対象品目

栄養表示のある食品（栄養機能食品を含む。）及び特別用途食品

###### (2) 実施期間

平成18年4月から平成19年3月まで

###### (3) 実施機関

都保健所及び健康安全課（栄養機能食品については、食品監視課と共同で実施）

###### (4) 検査機関

健康安全研究センター

###### (5) 実施結果

実施結果は表2-8-5のとおりであった。60品目について、表示内容と栄養成分等の検査を行った。表示内容では13品目に健康増進法上の不適正が発見され（栄養成分等分析では不適正は0件であった。）、営業者を所管する自治体あて通報、指導依頼を行った。

表2-8-5 特別用途食品及び栄養表示食品の収去検査結果（平成18年度）

区分	収去件数	適正	不適正※		
			合計	表示内容	栄養成分分析結果
特別用途食品	5	5	0	0	0
栄養表示食品	55	42	13	13	0

※ 不適正総数については、表示内容と成分分析結果の重複があるため一致しないことがある。

## 第9節 食品衛生自主管理認証制度

### 第1 制度の概要

食品関係施設における自主的な衛生管理を推進することは、食品の安全性確保対策の一つとして大きな行政課題となっており、平成15年8月、食品関係営業者の自主的な衛生管理を積極的に評価する制度として、「東京都食品衛生自主管理認証制度」を創設した。

本制度は、食品関係営業者等が自ら行なう衛生管理办法について、東京都独自の基準を設け、その基準を満たしている施設を都が指定する第三者機関（指定審査事業者）が申請により認証し、広く都民へ公表していくものである。このことにより食品営業施設全体の衛生管理水平を向上させ、消費者に、より安全性の高い食品の提供を図ることを目的としている。

認証を受けようとする食品営業施設は、施設の状況に応じた衛生管理の方法や頻度などを自ら定めて、衛生管理マニュアルを作成し、そのマニュアルを添えて、都が指定した指定審査事業者に申請する。申請を受けた指定審査事業者は、マニュアルに記載された衛生管理の方法等が都の定めた認証基準に合致しているかどうかを審査し、あわせてその衛生管理が実行されていることを確認し、合格した施設を認証する。

なお、認証を申請できる施設は、食品衛生法及び食品製造業等取締条例に基づく許可を受けた施設と同条例に基づき届出を行った施設（給食施設）である。

平成18年度までに、集団給食施設、豆腐製造施設、弁当・そうざい製造施設、飲食店営業（すし）、菓子製造施設、食品販売施設及び大量調理施設（ホテル、結婚式場等）を対象に認証基準を設定した。今後、対象業種は順次拡大していく予定である。

### 第2 平成18年度の主な取組

#### (1) 制度の普及

ア 認証取得したことを広く都民にアピールすることができる「認証取得シール」を作成した。このシールは、施設掲示以外に配達車、リーフレット、ホームページ、名刺などに使用することができる。

イ 食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」で公表している認証施設の公表方法を充実させるため、業種及び所在地の検索機能を付加した。

ウ 制度の周知を図るため、事業者向けパンフレット（改定版）を作成した。

#### (2) 対象施設向けセミナーの開催（表2-9-1）

対象施設の事業者向けに、同制度の概要、マニュアル作成等についてのセミナーを開催した。

表2-9-1 (平成18年度)

	開催回数	参加者数
マニュアル作成セミナー	10回	223人

#### (3) 認証施設の公表（表2-9-2）

指定審査事業者から報告のあった105施設を食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」で公表した。

表2-9-2 (平成18年度)

	公表施設数
集団給食施設	10(49)
豆腐製造施設	1(21)
弁当・そうざい製造施設	5(17)
飲食店営業（すし）	3(5)
菓子製造施設	28(31)
食品販売施設	56(68)
大量調理施設	2(2)
合計	105(193)

( )内は通算の公表施設数

#### (4) 制度の信頼性確保

指定審査事業者が行う認証業務について、信頼性、透明性を確保し、適切な指導、勧告等を実施するため、「指定審査事業者監査実施要領」を制定した。

## 第10節 食品安全条例に基づく自主回収報告制度

### 第1 制度の概要

東京都食品安全条例では、「事業者責任を基礎とする安全確保」、「最新の科学的知見に基づく安全確保」、「都、都民、事業者の相互理解と協力に基づく安全確保」という三つの基本理念を掲げている。「自主回収報告制度」は、この理念に基づき本条例に規定された東京都独自の制度であり、平成16年11月から施行されている。

本制度は、行政が事業者による自主回収情報を的確に把握するとともに、都民に対し適切に提供できる仕組みを構築することで、事業者による自主回収を促進し、健康への悪影響を未然に防止することを目的としている。

都内に事業拠点を有する食品関係事業者(特定事業者)が取り扱う都内に流通する食品について、食品衛生法違反や健康への悪影響のおそれ自ら気付き、自主回収に着手した場合、定められた様式により都知事への報告を義務付けるものである。また、自主回収を終了する場合についても同様に報告を義務付けている。これらの報告に基づき、食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」において「食品等の自主回収情報」として公表し、広く都民に周知するものである。

### 第2 平成18年度の自主回収情報の公表

平成18年4月から平成19年3月の間に特定事業者からの報告を受け、食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」において、154件の自主回収情報の公表を行った(表2-10)。

表2-10 自主回収情報の内訳

(平成18年4月～平成19年3月)

食品分類	件数	回収理由				
		異物混入	変質	アレルギー表示	期限表示	その他
合計	154	35	26	31	22	40
魚介類	4	-	2	-	2	-
冷凍食品	2	-	-	2	-	-
肉・卵類	13	3	-	2	3	5
乳類	11	2	3	-	1	5
農産物	19	6	2	5	3	3
菓子類	57	9	15	15	8	10
飲料	21	10	2	-	1	8
器具類	2	-	-	-	-	2
その他*	25	5	2	7	4	7

\*缶詰、調味料、製菓材料、レトルト食品など

## 第11節 東京都における「食の安全」普及啓発事業

食中毒をはじめ、飲食に起因する危害の未然防止等、食の安全を確保するためには、事業者や消費者に対する正しい知識の普及が不可欠である。

食品関係営業者のか、非営利の給食供給者等の食品取扱者や一般消費者に対する衛生講習会、地域で行われる各種催し等への出展、消費者団体等を対象とした講演等により食品安全の普及啓発に努めるとともに、ポスター、パンフレット、パネル等の衛生教材等についても製作、配布及び掲示することにより普及啓発効果の向上を図っている。

また、食の安全に対する信頼を回復するには、法令等による規制を行うだけでなく、多くの関係者が正しい情報を共有するとともに、相互理解を推進することが重要との考えに基づき、東京都では、平成15年度から、食に関する様々な問題について情報提供や意見交換を行う場として「食の安全都民フォーラム」及び「食品安全ネットフォーラム」を開催している。

### 第1 食の安全に関する相談（単位：件数）

実施主体：都保健所、健康安全研究センター広域監視部、

市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

内容	処理の内容		合計
	電話	窓口	
営業許可	21,486	20,404	41,890
表示	2,008	1,109	3,117
規格・基準	1,477	848	2,325
食中毒	2,225	861	3,086
残留農薬	586	140	726
輸入食品	576	186	762
添加物	814	337	1,151
新規開発食品	57	63	120
食用の可・不可に関する疑義	1,137	569	1,706
マスコミ報道に関する事項	494	126	620
その他 <sup>注2</sup>	8,971	4,630	13,601
合計	39,831	29,273	69,104

注1 食品衛生業務報告書に記載した事例を除く。

2 「その他」の主な内容

- ・食品衛生責任者関係
- ・調理師免許・製菓衛生師免許関係
- ・縁日・祭礼等での模擬店の出店関係
- ・食品衛生管理者
- ・BSE 検査のこと

等

### 第2 衛生展、街頭相談等の開催

実施主体：都保健所、健康安全研究センター広域監視部、

市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

名称	開催回数	参加人数
健康展・健康まつり等	4	1,185
市民まつり・産業まつり等	11	5,257
食品衛生街頭相談	6	1,773
計	21	8,215

### 第3 情報誌及びその他の普及啓発資材等の製作、発行

実施主体：健康安全課、食品監視課、都保健所、健康安全研究センター広域監視部、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

名 称	発行回数	発行部数
パンフレット等 計	10	779,800
健康食品関係	3	712,000
東京都食品衛生自主管理認証制度：事業者向け	1	50,000
食品関係営業許可の手引き：食品関係・移動・行商関係及び給食	6	17,800
食中毒予防ポスター	1	25,000
食品衛生情報等	60	58,675
保健所だより等	7	35,600
くらしの健康	4	40,000
計	92	1,718,875

## 第4 食品衛生講習会

## 1 保健所等における食品衛生講習会

保健所等において消費者及び食品関係営業者に対して行われた食品衛生講習会は、次のとおりである。

		都保健所		都その他 <sup>注4</sup>		都合計	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数
消費者	合計	65	1,509	53	1,746	118	3,255
	合計	414	21,042	258	10,147	672	31,189
営業者	実務講習会 A <sup>注1</sup>	許可更新	0	0	0	0	0
		業種・業態別	13	986	1	220	14
		集団給食	37	2,197	0	0	37
		責任者	45	7,244	3	974	48
		その他	13	549	0	0	13
営業者	実務講習会 B <sup>注2</sup>	許可更新	99	1,272	0	0	99
		業種・業態別	59	2,169	48	2,211	107
		集団給食	40	2,515	2	34	42
		責任者	34	1,453	3	108	37
		その他	35	1,654	0	0	35
	その他 <sup>注3</sup>	39	1,003	201	6,600	240	7,603
注1 2時間講習 食品衛生責任者対象							
2 1時間講習 食品衛生責任者対象							
3 注1及び注2以外の衛生講習会、消費者懇談会等							
4 健康安全研究センター広域監視部、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所							

## 2 その他の講習会

## (1) 輸入食品関係営業者講習会

都内に流通する輸入食品の安全確保のため、輸入食品を扱う食品関係営業者を対象とした「輸入食品関係営業者講習会」を年1回開催し、営業者の自主管理について一層の推進を図っている。

日時 平成18年10月6日

場所 都庁大会議場

参加人数 274名

内容

- ・最近の輸入食品等の違反事例について
- ・東京都における残留農薬等の検査について
- ・残留農薬検査の現状
- ・残留動物用医薬品検査の現状

## (2) ポジティブリスト制度に関する事業者との意見交換会

日時、場所

- ・平成18年5月22日 都民ホール
- ・平成18年6月5日 都庁大会議場

参加人数 507名

## 内容

- ・ポジティブリスト制度の概要
- ・都の取組について
- ・生産者への対応（産業労働局農林水産部）
- ・流通食品への対応（食品監視課）

## (3) 健康食品取扱事業者講習会

「健康食品」の表示、広告、販売方法等の適正化を図るため、関連法規を所管する部署が連携して「健康食品」を扱う事業者を対象とした「健康食品取扱事業者講習会」を年1回開催している。

日時 平成18年12月13日

場所 文京シビックホール 大ホール

参加人数 1,150名

内容

- ・法令解説
- ・最近の動向及び関係法令の解説
- ・事例紹介
- ・自主管理の推進 等

## 第5 食の安全都民フォーラム

食の安全に関しては、添加物、農薬、遺伝子組換え食品等、様々な問題について、都民が不安に感じている現状がある。

このような状況を受け、都民や事業者、行政等が、食に関する正しい情報を共有し、理解を深め、食の安全確保及び安心につなげていくことを目的として、平成15年度から、都民、事業者、行政等が一堂に会し意見交換等を行う「食の安全都民フォーラム」を実施している。

平成18年度の開催状況は次のとおりである。

開催回数 <sup>注1</sup>	開催日	テーマ	形式	参加者数
第8回	平成18年8月2日	あなたは誤解していませんか？健康食品	トークショー+高校生の討論会	303人
第9回	平成18年1月31日	食品企業のリスクコミュニケーションと消費者との関わりについて考える	基調講演+パネルディスカッション	272人

注1 平成15年度からの通算回数

## 第6 ホームページによる情報提供

都民への食品安全に関する情報提供機能の向上を図るために、健康安全課、食品監視課及び保健所等において、インターネットでの情報提供を行っている。

### 1 健康安全課のホームページ

健康安全課では、平成14年度からインターネットでの情報提供を行っている。平成18年度の閲覧件数は、3,642,870件であった。

平成19年3月末の主な掲載内容は「報道発表資料、食品安全情報評価委員会、食品安全ネットフォーラム、食の安全都民フォーラム、栄養成分表示、健康食品ナビ、くすりの救Q箱、東京都医薬品情報、調理師・製菓衛生師等免許関係、印刷物関係等」である。

### 2 食品監視課のホームページ「食品衛生の窓」

食品監視課では、平成9年度からインターネットでの情報提供を行っている。平成18年度の閲覧件数は、5,858,364件であった。

平成19年3月末の主な掲載内容は「食品安全条例、

食品安全審議会、食品衛生法第63条に基づく食品衛生法違反者等の公表、制度（法令、表示、許可）、東京都の食品衛生（食中毒発生状況、食品苦情等）、食品衛生自主管理認証制度、食品衛生ハンドブック（食中毒を起こす微生物、毒キノコ、寄生虫、カビとカビ毒等）、くらしに役立つ食品衛生情報等」である。

### 3 保健所等のホームページ

平成18年度は8保健所及び市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所がインターネットでの情報提供を行っており、閲覧件数の合計は275,717件であった。

### 4 メールマガジン

平成16年度より、月2回、食と薬の安全情報に関するメールマガジンを発行し、最新のトピックスや東京都の事業、関連ホームページ新着情報などを紹介している。平成19年3月末の読者数は4,967人である。

## 第7 食品安全ネットフォーラム

食品の安全・安心に関わる話題や食品安全対策の内容について、都民や事業者がインターネット上で討論する場として、平成15年8月から「食品安全ネットフォーラム」を開設している。

討論のテーマには、食品安全に関して話題性の高い事項を取り上げている。

開催回数 <sup>注1</sup>	テーマ及び期間	投稿件数
第15回	第三回みんなで討論、健康食品～誤解してませんか？健康食品～ (平成18年6月21日から平成18年10月31日まで)	10
	食品安全について意見あり！ (平成15年10月1日から)	
常設テーマ		41 <sup>注2</sup>

注1 平成15年度からの通算回数

2 平成18年度の投稿件数

第8 広報活動

食中毒の発生、違反食品の発見及び一斉監視指導の結果について新聞、テレビ、ラジオ等に対して公表するとともに、その内容をインターネットで公開する等の広報を行った。

## 第12節 その他の事業

### 第1 シアン化合物含有豆類の処理状況

シアン化合物含有豆類の取扱いについては、昭和37年5月26日付け厚生省告示第192号をもって「豆類の成分規格」等が定められた。この運用については、同年5月26日環発第175号厚生省環境衛生局長による通達「シアン化合物含有豆類の取扱いについて」に基づき実施してきた。

しかし、平成12年3月30日付け厚生省通知をもって

既存の通達が廃止されたため、東京都では、従来の「シアン化合物含有豆類の取扱および監視指導実施要領」を平成13年3月31日をもって廃止し、新たに実施要領を定め(平成13年4月1日から適用)、監視指導等を行っている。

シアン豆取扱業者が平成18年度に購入したシアン化合物含有豆類の種類と数量は、表2-12-1のとおりである。

表2-12-1 シアン化合物含有豆類の購入数量

(平成18年度)

			合計		ベビーライマ豆		バター豆		サルタニ・ サルタピア豆	
			袋数	重量(t)	袋数	重量(t)	袋数	重量(t)	袋数	重量(t)
平成17年度			28,854	1,107.5	17,528	618.7	11,326	488.8	0	0
平成18年度総計			25,041	1,012.6	15,876	562.7	9,165	449.9	0	0
内訳	平成18年	4月	2,790	118.7	1,649	61.6	1,141	57.1	0	0
		5月	2,192	88.5	1,301	44.0	891	44.5	0	0
		6月	1,478	53.8	1,015	35.6	463	18.2	0	0
		7月	1,474	56.0	1,091	36.9	383	19.1	0	0
		8月	2,405	102.4	1,274	45.9	1,131	56.5	0	0
		9月	2,162	93.3	1,272	48.8	890	44.5	0	0
		10月	2,660	108.9	1,670	59.4	990	49.5	0	0
		11月	2,103	87.9	1,147	40.1	956	47.8	0	0
	平成19年	12月	2,434	93.9	1,761	61.9	673	32.0	0	0
		1月	1,288	48.4	946	31.4	342	17.0	0	0
		2月	2,327	91.1	1,672	58.4	655	32.7	0	0
		3月	1,728	69.7	1,078	38.7	650	31.0	0	0

注 重量(t)は小数点100分の1で四捨五入

## 第2 修学旅行時の食中毒等事故発生防止のための事前連絡件数

食品取扱施設の衛生確保については通常監視の中で実施されているが、修学旅行等で都内の宿泊施設又は飲食店等を利用するに当たり、事前に各学校から衛生管理

の徹底について依頼のあった件数等について、表2-12-2及び表2-12-3に取りまとめた。

## 1 旅館及び宿泊所

表2-12-2 月別の利用学校数及び利用人数

(平成18年度)

		平成18年									平成19年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
小学校	学校数	0	4	12	2	0	3	51	70	1	0	0	0	143
	利用人数	0	166	589	72	0	393	3,639	4,718	34	0	0	0	9,611
中学校	学校数	19	53	18	1	0	2	0	4	0	0	1	2	100
	利用人数	2,004	7,559	3,518	18	0	175	0	336	0	0	226	165	14,001
高等学校	学校数	0	1	1	3	0	3	14	7	5	1	0	1	36
	利用人数	0	101	26	92	0	324	1,741	705	643	17	0	20	3,669
養護学校等	学校数	0	6	3	0	1	3	6	1	0	1	0	0	21
	利用人数	0	155	47	0	10	71	128	27	0	9	0	0	447
合 計	学校数	19	64	34	6	1	11	71	82	6	2	1	3	300
	利用人数	2,004	7,981	4,180	182	10	963	5,508	5,786	677	26	226	185	27,728

## 2 食事提供施設及び弁当調製所

表2-12-3 月別の利用学校数及び利用人数

(平成18年度)

		平成18年									平成19年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
小学校	学校数	1	4	24	0	0	2	75	50	0	0	0	0	156
	利用人数	82	202	1,076	0	0	317	6,395	4,639	0	0	0	0	12,711
中学校	学校数	97	271	77	20	1	10	3	17	3	2	14	8	523
	利用人数	8,778	34,714	11,965	2,794	102	1,359	304	1,380	412	112	2,240	1,180	65,340
高等学校	学校数	1	2	3	4	0	9	53	32	7	1	7	3	122
	利用人数	44	229	363	634	0	1,616	10,850	7,377	999	220	1,485	499	24,316
養護学校等	学校数	2	18	6	1	0	8	24	2	1	0	0	0	62
	利用人数	92	607	154	46	0	183	591	34	8	0	0	0	1,715
合 計	学校数	101	295	110	25	1	29	155	101	11	3	21	11	863
	利用人数	8,996	35,752	13,558	3,474	102	3,475	18,140	13,430	1,419	332	3,725	1,679	104,082

### 第3 学校給食用牛乳及び食品の検査結果

都内の小学校及び中学校の給食で提供されている学校給食用牛乳及び食品の安全性を確保するため、教育庁と協力して抜き取り検査を実施している。

#### 1 検査内容

##### (1) 学校給食用牛乳

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令に基づく成分規格及び抗生物質の検査

##### (2) 学校給食用食品

細菌検査及び食品添加物等の化学検査

##### (2) 学校給食用食品

給食に使用される原材料及び製品（乳製品、ジャム、調味料等）、合計 23 検体について実施した。

#### 2 実施規模

##### (1) 学校給食用牛乳

7 社 10 工場が納入する牛乳について、平成 17 年 5 月から平成 18 年 2 月まで、3 回に分け合計 90 検体について実施した。

#### 3 検査機関

健康安全研究センター微生物部及び食品化学部

#### 4 実施結果

表 2-12-4 のとおり、食品衛生法に違反した検体はなかった。

表 2-12-4 学校給食用食品の検査

(平成 17 年度)

区分	実施対象	総 数	検体数	検査件数	判定		検査内容
					適	否	
5 月～2 月	学校給食用牛乳	203	321	203	0		
		90	180	90	-		化学検査
3 月	学校給食用食品	90	90	90	-		細菌検査
		13	38	13	-		化学検査
		10	13	10	-		細菌検査